

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』（訳・その六）

広井大三

第六章 ウィーン会議から

第一次世界大戦まで

主要な政治的協定と宣言

ナポレオン戦争は、ウィーン会議によって終焉を告げたが、そのウィーン会議の「最終議定書」——講和文書——は、一八一五年六月九日に締結された。オーストリア、フランス、イギリス、ポルトガル、プロシア、ロシア、スウェーデンの代表によって——外交上の有益な革新であるアルファベット順に——調印された、その条約は、半世紀にわたる、つまり、ドイツとイタリアの統一までの半世紀間と、或る意味では、更に、その後の半世紀に及ぶヨーロッパの政治地図の重要な勢力範囲を画定することとなった。衰亡した神聖ローマ帝国

の代わりに、その条約によって樹立された新生ドイツ連邦は、独立国間の永久的同盟として、すなわち、国際法上の制度として建設されたものであったが、その他の点においても、ウィーン会議の最終議定書それ自体が、重要な幾つかの点で国際法の全般的な問題と係わりを持っていた。例えば、数ヶ国を分離したり通過したりする河川（国際河川）に関して、将来の取決めのための基準としては、権限の所在が曖昧で単純ではあったが、沿岸国だけではなく、すべての諸国について自由航行の原則が宣言された。これらの河川協定は、ずっと後になってから完成され、その内の最も重要なものは、一八三一年のライン河航行条約であったが、しかし、それは専ら、沿岸国とその国民にのみ航行の自由を規定していた。その条約が改訂されて、もっと自由な規定が出来上ったのは、一八

六八年になってからであった。

ウィーン会議の最終議定書によって扱われたもう一つの重要な問題は、当時なお盛んに行われていた国際奴隷貿易を禁止することであった。この処置は、宗教上、人道上の理由から、イギリスの世論により、以前から要求されていたので、イギリス政府は、ウィーン会議で奴隷貿易の国際的禁止を獲得しようとしたが、きわめて漠然とした表現で非難すること以外には得ることが無かった。にも拘わらず、イギリス政府が、その人道的努力を不動の忍耐をもって続行したため、首尾よく多数の条約が締結されるようになり、遂には、広範かつ、効果的な一八九〇年のブリュッセル反奴隷会議の一般協定となって結実した。そのさまざまな条約は、いかなる国籍の船舶でも、疑わしいものは臨検し搜索するという軍艦の権利のような興味深い特徴を提示していたし、また、若干の初期の条約は——不成功であったように思うが——捕獲した船舶の審判と、その人間貨物の解放のために国際裁判所の設立をも規定していた。

ウィーン会議は、外交の分野では、もっと収益が多かった。その最終議定書の付帯事項は、アーヘン議定書(一八一八年)

によって修正されたが、それは、外交機関の階級を、事実上、現在にまで持続している方式でもって調整している。第一グループには、大使と法王使節が含まれるが、彼らだけが“代表”の性格を帯びるものと見なされており、全権公使や弁理公使、代理公使は、第二、第三、第四のグループを形成するものとされている。なお、独立国や政府を自称する資格は、国際関係にあつては、アーヘン議定書のもとに、他の諸国の承認を必要とするものとされている。

ウィーン会議の仕事と密接に結びついた一八一五年十一月二十日の特別協定では、諸大国が、スイスの中立を承認し、みづから、その保障国となったが、それというのも、ナポレオン戦争の期間、スイスの中立がひどく侵害されていたからであった。

ウィーン会議に参加した多数の国々の中でも、オーストリア、イギリス、プロシア、ロシア——“四頭政治(tetrarchy)”——が優勢で、彼らは、法的な意味よりは、むしろ、政治的な意味で、いわゆる、大国であつて、一八一八年に、フランスが、その支配集団への加入を認められると、大国という用語はフランスにまで拡大され、“四頭政治”から“五頭政治

(pentarchy)“へと転換した(このことは、さまざまな観点から、一九四五年の類似した出来事を思い起こさせる動向である)。それ以前にショームン条約(一八一四年三月一日)において、オーストリア、イギリス、プロシア、ロシアは、ナポレオンに対抗する同盟を結び、完全な協調のもとに彼らの資力を使うことを約束してあったが、結果的に、その“ヨーロッパ協調(European Concert)”という言葉は、通俗的な言い方をすれば、今や、四頭政治や五頭政治そのものへと乗り換えられており、しかも、諸大国が、ヨーロッパの共通の利益のために行動すると称していた限りにおいて、その言葉は、国際法に基づくヨーロッパ諸国の全般的な協力をも意味するようになった。

その四頭政治と後の五頭政治は、ヨーロッパの政治的運命を決定した“会議”を通して、主に演じられたが、アーヘン会議は、そうした会議の一つであったし、また、その最後のものは、一八二二年のベローナ会議であった。当初から大國間には平和があった。ナポレオンが滅ぼされ、新しい国境が画定すると、絶対主義諸國——オーストリア、プロシア、ロシア——は、メッテルニヒ公の指導のもとに、まず第一に、

絶対主義体制を維持することと、干渉により到る処で革命的な動きを鎮圧することに、関心を抱くようになった。ロシア皇帝アレキサンダー一世の首唱<sup>イニシアチブ</sup>により、彼らは、一八一五年九月二十六日の神聖同盟で団結したが、その名称は、高遠な宗教用語から採ったものであった。個人の資格で、それに署名した三人の支配者は、彼ら自身とその国民とを“同じキリスト教国のメンバーとして”見なすことにより“聖典の言葉に従って”相互に、あらゆる場所、あらゆる場合に援助や援軍を与えるために、キリスト教の戒律だけを行動の準則<sup>ルール</sup>とすることが、彼らの“確固たる決意”であることなどを宣言した。そして同じ理想に専心する支配者たちが参加を求められた。しかし、そこには国際法と関係するものは見られず、その文書が条約上の法的効力を持っていたかどうかさえ明らかではない。神聖同盟というその有名な成句の真の意味は、それを君主政体の王権神授説に照らして読めば理解されるし、そのとき、干渉主義者たちの趣向も十分明瞭に現われてくる。実際問題として、神聖同盟の協賛のもとに実行された主要な歴史的活動とえば、フェルディナンド七世の墮落した絶対主義体制に対するスペイン革命(一八二三年)へのフランス

の干渉であったが、結局、それが、神聖同盟の會議方式の結末を印すことになった。更に、致命的打撃が、回教君主に対するギリシア人の暴動によって神聖同盟に加えられたが、その情勢下に、一貫して神聖同盟の眞の精神を体现していたメッテルニヒ公は、キリスト教徒のギリシア人よりも、マホメット教徒のサルタンに同情的であった。

アメリカ大陸では、ナポレオン戦争とその後のヨーロッパの外交活動とが、五頭政治と共に神聖同盟をも永続させるような影響を及ぼしていた。一八〇八年のフランス・スペイン戦争による一時的なスペイン・ブルボン王朝の廃位は、スペインのアメリカ植民地における革命運動を燃え立たせ、それは結局、独立共和国を形成させることになった。ブラジルの独立への蜂起（一八二二年）も、時間的なズレはあっても、やはり、イベリア半島へのナポレオンの侵入の結果であった。同時に「ラテン・アメリカ」諸国の出現それ自体が、もう一つの歴史的に重要な出来事をひき起こしたか、少くとも、その主要な原因となっていた。

スペインにおける画策された干渉と関連して、神聖同盟の

大国は、ベローナ會議で、かつてのスペイン植民地に、スペイン王の統治を復活させる意図をもった干渉を心に描いていた。このような陰謀に対して、アメリカ合衆国大統領モンローは、一八二三年の議會への教書で、断固たる反対を宣言したが、これはモンロー主義として知られるようになった。アメリカ合衆国のために、ヨーロッパの紛争への不介入政策を公けにすることにより、モンロー大統領は——これこそ、モンロー主義の核心であるが——西半球のいかなる地域に対しても、同盟諸国（すなわち、神聖同盟の構成国）の側の体制拡張は、アメリカ合衆国の安全にとって危険なものを見なしかつ、新生アメリカ諸国を抑圧したり、その運命を他の何らかの方法で統制するための、ヨーロッパ諸国のいかなる介入も、アメリカは『アメリカ合衆国に対する非友好的な意向の表明』として見なす旨を声明した。加えて、その教書は、南アラスカ領へのロシアの要求を引き合いに出して、アメリカ大陸は、『最早、いかなるヨーロッパ諸国による、将来の植民地化の材料たり得ない』ことを言明した。

少数の著者は、モンロー主義が、アメリカ合衆国の自己保存権を逸脱していることを理由に、国際法違反であると主張

しているが、しかしながら、国家の自己保存権について考えるならば、それは、合理的な範囲内で、"早めに抵抗せよ (principis obsta)" の意味での将来を予見した権利の行使であつて、決して不法なものとして決めつけることはできない。いずれにしても、モンロー大統領の教書に盛り込まれた政策を追求するアメリカ合衆国の権利は、いかなる政府からも、法的な根拠に基づく論駁を受けてはいないのである。国際連盟規約(一九一九年)は、その第二二条で、『平和を確保するため、モンロー主義のような地域的な了解』という形での国際的取決めの効力に、連盟規約は影響を及ぼさないと規定することにより、モンロー主義に、或る程度、限定的な承認を与えている。その承認は、モンロー主義への外国政府の服従を意味するものではないし、そのような服従は、国家の他の決議についても見られるものではないが、ラテン・アメリカ諸国の政府は、アメリカ合衆国からの政治的援助を確保するため、しばしば、モンロー主義に訴えるようになった。全体として、モンロー主義は、国際法に違反してはいないが、国際法の一部になっていないことも、ほとんど疑いないことである。しかし、それは、次第に暗黙の了解を得るようになって

た。アメリカ合衆国が南北戦争によって手がふさがっていた際の、ナポレオン三世のメキシコ武力遠征は、モンロー主義に挑戦した唯一の大試練であるが、この行動でさえも、結局、モンロー主義の有効性を啓示することとなり、南北戦争の終結後、ただちにナポレオンは、アメリカ政府からの圧力の結果として、メキシコから軍隊を撤退せざるを得なかった。しかしながら、時々、援用される内に、モンロー主義は、ラテン・アメリカの諸共和国に対する後見役の兆しをもつに至り、そのような状況が、後者の民族的な独立意識が成長するにつれて、次第に彼らの恨みをかうこととなった。とは言え、おそらく、この民族的な独立意識の展開は、モンロー主義のおかげで、ヨーロッパやアジアの影響力が排除されていたことに、おおかた依存していたのである。ラテン・アメリカの憤慨を、平等を基礎にした友好的協力体制を組織することにより解消しようとするアメリカ合衆国の試みは、一八九〇年にアメリカ諸国政府の会議となつて現われ、その会議は、ワシントンで、決議により(条約ではない)、アメリカ諸国の国際同盟を創設した。この同盟は、第一次世界大戦後、注目すべき重要性を持つに至つたので、次章で、また触れることにな

ろう。

モンロー主義宣言とラテン・アメリカの独立維持は、神聖同盟の大挫折の要因となったが、それは、五頭政治の崩壊を意味するものではなかった。イギリスは、いろいろ異を唱えてはいたが、脱退はしなかった。しかし、事実上、オランダ・ベルギー間の紛争を解決したときが、五頭政治最後の重要な功績となった。ウィーン会議の条約によるオランダとベルギーの合併は、一八三〇年のベルギーの革命によって取り消されたが、五頭勢力の重圧と保障とを得て、オランダ・ベルギー間の分離条約が、一八三九年四月一九日に成就した。国際法の観点から言えば、その保障は、分離協定の最も注目すべき特徴であり、殊に、スイスの中立を手本<sup>モデル</sup>として、その条約によって承認され、その保障によって援護されたベルギーの“永世中立”との関連で、それは注目し値するものと言える。大国協調の理念<sup>イデー</sup>は、その時代を通して抱懐されていたが、クリミア戦争の結果、早くも、その五〇年代に、その理念は崩れ始めた。すなわち、フランスとイギリスは、外交上、オーストリアの支援を受けて、戦場でロシアと相まみえることになった。その戦争を終結した一八五六年三月三〇日のパリ

条約は、国際法の歴史における重要性において、ウエストフアリア条約とウィーン条約に僅かに劣ってはいるが、そのトルコ条項の中で、トルコ政府が“ヨーロッパ公法とヨーロッパ協調の恩恵に浴する”ことを認められた。その条文の言い回しは、どことなく曖昧で、種々雑多な解釈に悩まされざるを得なかった。それは、決して、トルコを大国の協調の中に引き入れるものではなかったが、そこに言及されていることは、どちらかと言えば、国際法のもとに協力する諸国家の広範な協調であって、トルコとヨーロッパ諸国との間に、何らかの重要な条約関係が実在することは、実際、新しい全般的な受け入れ承認と矛盾することではなかった。学理上の見地から言って、そこに使用された言葉は、国際法の普遍的性格よりは、むしろ、ヨーロッパ的性格をもったモーザー・マルタン説（トルコとヨーロッパ諸国とを結びつける公法とは、国際法を意味していた）を裏付けるかのように思われるが、しかし、こうした説を克服する最初の重要な足どりが、今や始まったのである。

同時に、当時、流行していた“中立”という術語の新奇な応用によって、黒海が“中立化”されたが、その中立概念は、

以前のままに諸国に留保されていた。その中立化は、敗北したロシアに課せられた厳しい制限を薄いヴェールでかくしており、後者は、弱体なトルコ同様に、黒海沿岸でも海軍基地の建設を放棄せざるを得なかった。そして、黒海は、あらゆる国の軍艦については閉鎖されたが、商船に対しては開放された。普仏戦争中の一八七〇年に、ロシアは、以上のような制限を取り払い、そのロシアの行為は、ロンドン条約（一八七一年）によって確認されたが、しかしながら、その条約のもとに、黒海は、依然、商船に対しては開放されたままであったし、一方で、ダーダネルスとボスポラスの軍艦に対する閉鎖は、大体において維持されることになった。この条約にも、すべての大国が参加したが、かねて、彼らは、或る議定書の中で、国家は、締約国の同意がある場合を除いては、条約上の義務を取り消すことができないというのが「国際法の基本原則」であることを認めていた。したがって、ロシアにとって、条約参加の意思表示は、パリ条約へのロシアの公然の侵犯に対する一種の公式の謝罪 (amende honorable) に等しかった。

更に、パリ条約は、ダニューブ河国際委員会の創設にあた

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』（訳・その六）

って、きわめて幸運に恵まれていた。その委員会は、条約に連署した諸大国とトルコとサルディニアの代表によって構成され、ダニューブ河口の航行の安全を確保しなければならなかったわけであるが、その仕事は見事に成功し、第二次世界大戦をもって、やっと終りを告げることになった。なお、ダニューブ河の航行は、条約により、あらゆる諸国に開放されることが宣言されたが、しかし、その宣言された原則を実効的ならしめるために必要な補足的協定を締結することは、再び不可能となった。

パリ条約のもう一つの注目すべき特徴は、ワラキアとモルダヴィア両公国（後のルーマニア）——当時はトルコの主権下にあった——が、関係住民の願望を斟酌して、新たに編成されるということであった。住民投票こそ規定されてはいなかったが、パリ条約は、自決の原則を政治地図の変更に適用することを認めた最初の重要な条約であった。

一八五六年の四月一六日付の別の文書により、有名な海事法宣言がパリ条約の調印国によって発せられた。その宣言は、私略船を廃止し、中立国船を輸出入禁制品（その意味は明確でなかった）以外の敵国貨物や、敵国船の輸出入禁制品以外

の中立国貿易の捕獲を禁止した。そして、しかも、実効力のある封鎖、すなわち、敵国によって占有されている沿岸への接近を現実に妨げるに足る充分な武力によって、封鎖が維持されることを条件とした。世界中のすべての国々が加入を招請され、実際に調印国以外の重要な海運国のほとんどが加入した。例えば、アルゼンチン、ブラジル、日本、それに一九〇八年にはスペインが加入した。しかし、アメリカ合衆国は数ある理由の中でも、とりわけ、強力な海運を所有していない国々にとって、私略船は必要な道具であると考えていたために加入をしなかったが——その点は、後に商船を戦時に海軍の一部とするという慣例によって幻想的なものになってしまった。だが、アメリカ合衆国は、パリ宣言の他の原則には、事実上、従っていたので、パリ宣言は、まさに一般国際法を代表するものと見なされるようになった。けれども、その法則ルールは、世界大戦の危急に耐えることはできなかった。

クリミア戦争の後、イタリアとドイツの統一が、国家群の一層の変化の原因となった。イタリアの統一は、ピエモンテ・サルディニア王国の漸進的な拡大によって影響され、一八七〇年の法王領の合併によって完成されたが、そのイタリアの

統一とは対象的に、同時代のドイツの発展は、国際法上、異例な段階を経て行われた。それは、プロシアの他に、ババリア、ヴェルテンベルクを含む多数の小国によって一八三三年に創設されたドイツ・ツォルフェライン（関税同盟）から始まり、その後の数一〇年間に、他の多くのドイツ諸国が加入したが、オーストリアは除外されていた。その関税同盟は、国際法に関しては、単に一つの協定を制定したにすぎず、それ自体、締約国の平等に基礎を置いてはいたが、しかし、通商条約についての諸外国との交渉権は、主導力のあるプロシアの手中に当然のように置かれていた。なお、立法上と行政上の様式について、種々の連邦的措置が必要となったので、そこで、関税同盟は、一八三八年に関税同盟諸国間の通貨を創設する貨幣協定によって補填された。また、プロシアは、関税同盟諸国と軍事協定を締結し、ケーニヒグレッツの戦い（訳注・一八六六年、プロシア・オーストリア戦争の決戦でプロシアが大勝した。）後の一八六七年に、関税同盟は、北ドイツ連邦へと吸収され、それにより、国際法から憲法へと転換が行われた。旧ドイツ連邦は解消し、新連邦と南ドイツ諸国との関係は、著しい制限を伴ってはいしたが、条約を基礎にし



て出発した。関税問題のために、北ドイツ議会のメンバーと、南ドイツ諸国の人民によって北ドイツ議会の選挙規定と同じ普通民主制の原則に基づいて選出された特別の代議士とから構成される議会が新設された。そして、一八七一年、ドイツ帝国 (German Reich) の創立により、その議会は、事実上、関税議会となった。

イタリアもドイツ同様に大国の仲間入りをしたが、それは、前者が一八六七年、後者はプロシアに代わって、その地位に就いた一八七一年のことであった。イタリアは、大国の中では最も弱体であったが、ビスマルク指導下のドイツは、最も優力な大陸国となった。こうしたバランスの変化は、一八七七年の露土戦争の終了によって発生した險悪で手に負えないバルカン問題の解決のため、ビスマルクを議長にして、一八七八年、ベルリンで開催された大国とトルコの会議に反映された。その会議の結果、ベルリン条約は、主権の承認を通して、国家群の新しい構成国、ルーマニア、セルビア、モンテネグロの三ヶ国の加入により国際法に貢献することになった。その上、その条約は、トルコとバルカン諸国に対して、宗教上の少数者を差別しない義務を課すことによって、人権保護

の面で前進的な第一歩を印したのであった。

同様に、大国を中心に召集されたコンゴ会議が、一八八五年にベルリンで開催された。国際法の観点から見て、そこで締結された一般条約の最も顕著な特徴は、コンゴ河の全流域を通して、調印国だけではなく、すべての諸国に保障された通商と航行の完全な自由であった。更に、その条約は、締約国以外の第三国にも、特別の権利義務を賦与する趣旨で、条約加入の開放を宣言していた。重要さにおいて劣りはするが、一八八〇年に大国とモロッコの君主との代表によってマドリッドで開催された国際会議は、慣習上、モロッコにおいて外交官や代理領事以外の者までが、モロッコの裁判管轄権を免除されていた「保護権」を制限する目的のものであった。この二つの会議に、アメリカ合衆国は参加したが、コンゴ会議の一般協定には批准をしなかった。しかし、その参加は、南北戦争の終焉以降、アメリカ合衆国が、非アメリカ問題についても相談に預かるべき大国の中に入るものとして、ますます認知されるに至った事実の徴候であった。

この時代を通しての国際法の領域の拡大については、これ

迄の論議の中で、さまざまに言及してきているが、この拡大の過程は、特にラテン・アメリカと極東において目立っている。ラテン・アメリカ諸国は、数々の国際法上の問題を、かなり増大させながら、当初より西欧文明の一端を形成していた。その土台はスペイン人であったが、フランスや他のヨーロッパの強い影響が、革命運動や住民の人口要因の中に現われていた。こうした影響の中でも、とにかく、国際法概念で弱国に気に入られるものは、容易にラテン・アメリカに受け入れられたが——それは、目新しい趣向や議論や法律論に対する自然本能によって煽られた関心であった。その結果として、この時代の始めから既にラテン・アメリカ諸国は、国際法の中で広範囲に考案された大掛りな計画や会議や条約において珍しい程に積極的であった。しかし、不運にも、彼らこうした努力は、見せかけの虚飾や挫折によって、台無しになることがあまりにも多かった。

ラテン・アメリカ諸国の台頭後、二、三〇年して、国家群へのもう一つの重要な追加が行われた。すなわち、国際法の地理的範囲への極東の加入である。しかし、ここでは周囲の状況が全く違っていた。これまで見てきたように、アジアの

主要な国々の政策は、ヨーロッパやキリスト教の影響を、かたくなに排斥することによって、彼ら固有の文化や宗教の本来の姿を保持する強い決意に基礎付けられていた。中国の隔離は、まず最初に、清英南京条約（一八四二年）によって破られたが、それにより、中国の五港が外国貿易のために開かれ、また、中国とイギリスの同階級の役人について地位の平等が確立された。同種の条約は、他の大国諸国とも締結され、次第に「条約港 (Treaty Port)」の数は増大した。こうして、その世紀に発達した清欧条約体制は、中近東の「領事裁判条約 (capitulations)」をモデルにして、中国を犠牲にした著しい不平等によって特徴付けられていた。中国に対して、多かれ少なかれ、強制的に押し着けられた条約は、中国の領土への外国人の特権を、中国人に対しては相互互恵の譲歩をすること無く達成することを、その目的としていた。したがって、中国における条約国の国民は、彼らの本国の領事裁判権のもとに置かれ、彼らは、中国の一定の居留地で自治権を獲得していた。しかも、中国は、外国に対し、相互性の無い最恵国待遇を与えなければならなかったし、中国の関税自主権は除去され、中国人のキリスト教への改宗は、条約の保護下に置

かれていた、等々。外見上、互恵的な譲歩らしいものとして、外国人同胞の行動を慎しませるため、領事に中国に対する責任を負わしめるという南京条約の一条項を挙げることができるとは思えないが——それは、中近東における中世的な状況を思い出させる特徴である。こうして、大きな緊張とおびたらしい軋轢のもとに作用した一切の策略は、中国の弱体のため、ますます、外国勢力による中国領土の事実上の奪取へと通じていた。このような状況下に、アメリカ合衆国は、國務長官ヘイ (John Milton Hay, 1838—1905) により、一八九九年、「門戸開放」の原則を宣言して介入したが、それは、中国貿易におけるすべての国の機会均等に関するものであった。その政策目標は、中国の領土保全の維持を含んでおり、少くとも外交上は、他の諸国から反対されなかったが、ロシアの反応は曖昧であった。そして、モンロー宣言同様、この門戸開放の原則も、法の規範ノルムと言うよりは、むしろ、一定の政策基準となった。

日本の鎖国は、まず最初に、有名なアメリカ海軍司令官ペリー (Matthew Calbraith Perry, 1794—1858) の遠征により、一八五三年と五四年に揺れ動いた。ペリーは、重圧をか

アーサー・ニュースボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

けることによって、当時の日本の現実の支配者であった將軍から、限定的な講和と親睦の条約を獲得した。すると、中国の場合のように、他の諸外国との条約が、これに続いたが——そのすべてが、中国式に、外国に対して一方的に恩恵を与える形のものであった。しかしながら、依然として、或る程度の権威を保有していた皇帝(みかど)は、その条約に対して、みずから敵愾心を示し、日本の民衆の一般的風潮に従って外国人の排斥に乗り出した。やっと、一八六五年になって、諸大国によって執られた陸海の軍事的手段の後、天皇は、その条約に同意したが、一八六七年の明治天皇の即位と幕府体制の崩壊の結果、日本は、その新しい状況を国の利益に転ずるため、決然として、その状況を受け入れるに至った。そして、全般的な近代化政策の結果として、日本は、間もなく、外国の領事裁判権や他の条約上の差別的な特色の廃止を通して、条約当事国と対等の立場に巧みに到達した。一八九五年の中国との下関戦勝講和の後、日本は、非キリスト教国の中では、唯一つ、大国の列に躍り出ることとなった。

タイ国の西欧貿易とその影響への開放は、一八二五年にイギリスとの狭い限定条約から始まったが、それは、中国をモ

デルとした路線に沿って、イギリスに大幅な権限を与える条約によって取って代わられることになった。そして、ここでもまた、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国が、それと同様の条約を手中に収めるに至ったのだが、西欧諸国との関係で中国や日本に見られたドラマティックな事件は、タイの舞台には見られなかった。

こうしたヨーロッパ国際法の極東への拡張は、ヨーロッパとアジアの理念の融合を意味するものではなかった。そこにおいては、ヨーロッパの概念が、あくまでも内容と形式に関して優勢であった。東洋諸国は、新しい条約の中に、階級や儀式に関して彼らが抱懐する概念を浸透させることには、ほとんど成功しなかった。それにも拘らず、その拡張の過程は、モザイクやフォン・マルテンスによって体系付けられた「ヨーロッパ的」性格を、国際法から、ひとりで徐々に奪い取って行ったのである。

### 成文法の発達と新時代

この時代の国際法の普及は、その成長の深まり、すなわち、国際規範としての着実な増加と改良とに、調和していたとい

うよりも、むしろ、それを凌駕するところがあった。この過程の主要な分野は、条約法であったが、しかし、その普及の過程は、外国関係についての成文の国内法にも影響を与えていた。政治的条約についてみれば、たいして、その全般的な成長には預からなかったし、その数、とりわけ、講話条約の数は、前の時代とほとんど変りが無かった。同盟も、非常に稀れになっていて、その最も有名なものと言えば、神聖同盟とビスマルクの当てずっぽうな創作であるドイツ、オーストリア、イタリアの三国同盟（一八八三年）ぐらいのものである。この面では、全体として非公式な形での政治協力の方が広く行われていた。だが、政治的なものとは対照的に、非政治的条約は、限り無く増大していた。一九世紀の非常に重要な形パターン体として、通商条約、領事条約の他に、犯罪人引渡、通貨問題、郵便、電信、鉄道連絡、海上漁業、著作権、特許権についての条約が挙げられようが、その中の重要な条約類型については、次節で論ずることにしよう。

或る学識のあるオーストリアの歴史家によれば、ウィーン会議の最終議定書から一九二四年までの期間中に、およそ、一万六千の条約が締結され（Bitner, Die Lehre von den

völkerrechtlichen, Vertragsurkunden (1924), 13.) 或るアメリカ人の一九一七年における概算では、当時、存在していた条約の数を約一万と見積っている (DeWitt C. Poole, The Conduct of Foreign Relations Under Modern Democratic Conditions (1924), 29.)

このようなすさまじい成長の結果として、条約は、きわめて事務的で技術的な性格を帯びるようになった。神への祈願さえも、講話条約から次第に消えて行き、一八世紀の条約に共通して見られた支配者の称号とか領地、或るいは、全権大使の雑多な区別や勲章についての付随的な記述も用いられなくなった。国家平等説の衝撃のもとに、参加した国家のアルファベット順の調印が、多国間条約の慣行となり、また、二国間条約では、一般に、二つの写し<sup>コピー</sup>が作られ、各々に当事国の一方が署名し、それを当事国間の条約本文との関係で相手方よりも優先させることを認めるようになった(「交互」方式——この方式は、時々、多辺条約でも、各国に一通の写しを与えることによって使用された)が、この慣行もまた、平等主義に基づくものであった。フランス語が一般的に外交用語として留まっていたけれども、その専門語に対する強力な逆

流が、既に一八世紀には感じられてはいたが、はっきりとした形で現われるに至った。ウィーン会議の最終議定書は、フランス語で表現されたが、この事実が決して今後の場合の先例とは見なされない旨が明規され、一八二六年に、カニング卿 (Lord George Canning, 1770~1827) は、イギリスの外交官に外交交渉においては英語を使用するように訓令を発した。二国間条約では、慣例的に、双方の国の言葉が用いられ、その一方の言葉が、しばしば、その条約の決定的な言葉とされるようになった。

こうした条約の形式の問題よりも、もっと重要なことは、この時代の国家のしきたりの中に多辺条約が普及したことであった。その少し前には、二当事国以上の盟約は、あまり見当らず——例えば、ウエストファリアの講和は、そうであった。この多国間様式は、調印国の数を限定することによって特徴付けられてはいたが、大国の多くの一致した行動のおかげで、一九世紀には、きわめて頻繁に採用された。しかし、過去の二国間、ないし、多国間の盟約では(影響力絶大なウエストファリアの講和は別として)、特別の当事国だけに関係する領土の配分とか境界の決定、その他の条件の調整を保障

していたが、一九世紀の多辺条約は、国家の行動についての一般法則を規定する傾向を、ますます發揮していた。これらの条約は——国際河川や外交官についてのウィーン會議の規定や、海上法についてのパリ宣言の規定が想起され得るが——明きらかに、多辺条約の中でも、特に重要な一集團グループを形成しており、それらの条約のために、“立法条約 (lawmaking treaties)” という名辞さえ認められてきている。そして、この“立法”によって影響される領域を拡大するため、条約は、通常、原調印国でない国の加盟をも規定することによって、その活動範囲を拡げることになった。こうして、多国間の立法条約は、一層“開放条約”としての性格を帯びるに至った（しばしば使われる“集合”条約という用語には、どうも感心できない）。

神聖同盟のような曖昧な場合はさておき、パリ海上法宣言は、おそらく、こうした開放条約の最初の事例ケースであったが、その宣言は、実際には調印国に直接の義務を課すことなく、戦争が偶発した場合の約束だけを要求するものにすぎなかった。そこで、法的にもっとも洗練された形の開放条約が、条約当事国を実用的な共同体へと変換させるべく計画された

集合的な機関を開設する条約によって始められた。戦時における負傷者の保護に関する一八六四年のジュネーブ協定は、後述するように、機構としての背景を備えていたが、しかしながら、それは、その協定の中では未完成のままであった。統合が、最初に成就したのは、一八六五年の万国電信連合 (Universal Telegraphic Union) によってであるが、それは、二〇ヶ国の代表によってパリで締結され、電信が純粹に個人の企業であったアメリカ合衆国を除いた他の重要諸国の大多数とアメリカ大陸諸国とが、その世紀内に参加し、その連合の中心機関として国際電信管理事務局がベルリンに設立された。一八七四年にベルンで調印された一般郵便連合 (General Postal Union) は、一八七八年以降、万国郵便連合 (Universal Postal Union) と呼ばれるようになって、実際に全文明世界をおおるに至った。そして、ベルンの万国郵便連合事務局が、その中心機関になった。一八九〇年の鉄道輸送に関する国際協定が、ヨーロッパ大陸の指導的な国々の間に締結されたが、加入を増加させるために、一八九三年に開放され、事実上、全ヨーロッパ大陸を網羅する迄になった。その国際輸送の中央事務局が、条約で規定された情報と行政上

の作業をするためにベルンに設けられた。更に、二〇世紀の初期に、国際ラジオ電信協定（一九〇六年成立、一九一二年改正——中心機関はベルンの電信管理事務局）と国際自動車運行協定（一九〇九年）とが加わった。こうして、国際的なコミュニケーションのさまざまな手段が、多边的で立法的で、しかも、開放的、機構的な協約にとって、特に効果的な刺激剤となることが判明したのである。

こうした協約のもう一つの顕著な形体は、人道主義的性格のものであった。コレラやペストとの闘いを国際的に組織化するための、長期の、それでいて無益な努力の後に、一九〇三年の国際衛生条約とパリにおける一九〇七年の国際保健事務局の創設に関する条約とが、やっと国際衛生機関を準備する第一歩を印したのであった。婦女子の人身売買の禁止が、一九〇二年と一九一〇年に締結された多边的開放条約の目的であったが、一八九〇年のブリュッセル反奴隷会議一般協定（機関としては、ザンジバルの国際海事事務局とベルギー外務省所属の特別事務局）も同様に、この種のグループに属している。

この時期の末頃までに、もっと優れた二つの多辺条約の形

体がお目見えして、第一次大戦後に、それらは更に重要性を増すに至った。国際労働条約と二重課税に対する条約が、それであった。幾つかの多国間開放条約で、企業内の女性の夜間労働とマッチ製造における白リンの使用とを禁止した（一九一六年のベルリン会議）が、他方で二国間条約でも、労働者のための広範な目的が随所で追求されるようになった。例えば、一九〇四年のイタリア・フランス条約は、締約国の国民に対し、特別な保護と保障に関する平等な扱いを約束していた。二重課税に対する条約（すなわち、同一人物に同一の目的で、異なる国々によって、課せられる独立税に反対する条約）の最初のもものは、一八九九年のプロシア・オーストリア条約であった。

多辺条約は、アメリカ合衆国では、主に上院の孤立主義的傾向のために気に入れられなかったが——それは、国際法についての初期の協和主義者の理想的概念が霞むようになった徴候の一つであった。

間接的ではあったが、条約法の発達は、多くの国の絶対主義から議会議政体への変更によって影響を受けていた。その新体制は、国際条約の締結を立法部の同意に依存せしめること

になった。——この点こそ、これ迄とは違ふところであったが、条約の締結は、このために困難なものになったし、他方で、立法部の参加は、国際責任の負担を強化する傾向にあった。多くの新しい問題が、憲法と国際法の相互作用から派生した。典型的な問題は、国家元首が条約を締結するに当って、憲法上の権能を逸脱していたという事実があった場合、条約は、国際的な拘束力を持ち得るか否かという問題であった。否定的な解答では、憲法上の規定、解釈、慣行こそが、国際的な効力を持ち、直接に締約国の権利義務に影響するということの意味するようであったが——好ましくない理論である。この問題については議論の余地があるが、この問題とは別に、国際条約の中でも特別に緊急性のあるものや、重要性の少ない条約から、立法機関の付随的な介入を除外する方法が求められ、その結果として、憲法、または、法令は、行政府に対し“行動の自由”を認めるようになったか、或るいは、認めるものと解釈されるようになっており——それは、国家元首のみではなく、外務省に対しても、また、きわめて技術的な問題の場合には、部局の長にまで行動の自由が認められるようになった。それに加えて、政治的、ないし、非政治的

な性格の国際協力は、正式な条約の成立に全面的に基礎を置くものではなかった。とりわけ、経済関係の広汎な分野で、法的な絆が無くとも、十分に行われ得ることが、しばしば判明した。こうした活動を保護する試みは、“互恵主義”に従って、他の国々やその国民に対して便宜や特権を認可するため、時々には国内立法によっても行われた。こうしたことの必要性は、早くも一八世紀に既に見受けられるが（訳注・第五章の「フランス革命とナポレオン戦争」参照）、以後、それは、特に国際私法において、きわめて重要性を帯びるようになった。

また、国際会議が、国際協力や国際条約の確立に有効であることが立証された。われわれは、既にウエストファリア会議、ウィーン会議、パリ会議について知っているが、しかし、近代型の国際会議が出現したのは、やっと一九世紀の六〇年代になってのことであった。旧式型の会議は、重大な政治問題を考慮するための、君主や、君主の最も信頼する代表の会合であって、われわれが知るように、それらは、席次やその他の儀礼上の問題に、ほとんど専念していた。新時代の国際会議は、事実上、一八六三年の郵便会議と、同年のジュネー



ブ赤十字會議とをもって始まったが、それは、ひたすら非政治的問題に専心するものであった。派遣された代表者は、圧倒的に、広い意味での技術者であったし、議事は、非常に能率的に組織（議事日程、議長、委員会等）されると同時に、きわめて略式となった。こうしたすべてのことが、旧式な會議形体の政治的會合にも有益な影響をもたらし、政治的會合も、昔の儀式重点主義を放棄して、機構や手続きについて進歩的な形態を採用するようになった。そして、會議（Congress）“とらう名称でさえ、遠慮気味の“conference（會議）”という名称に置き換えられるに至った。

國際條約の増加の他に、この時期には、外交問題についての国内立法が急速に進展していた。このような“對外的”国内立法の前例が中世に始まることは、既に論及したが（訳注・第二章「商法と海法」及び第五章「國家慣行」参照）、そのような前例は、極く最近の外交問題に関する国内立法の膨大な産出量と比較すれば、ほとんど物の数ではない。國際的には、こうした法令は、制定國が採る政策を他の諸國に通告するものであって、それらは決して他の諸國を拘束するもので

はないが、外交上の紛議の際に、特に論争中の國際的な処置をめぐる勝手な非難を反駁するときに、何らかの頼るべき根拠を提供してくれるのである。民主的な國々では、國際關係の危急の際に行政部の自由を制限しようとする要求が、立法部の外交の分野での活躍を拡大することに寄与している。

涉外問題をめぐる国内問題として、領事の職務、犯罪人引渡、外国人への課税、在外邦人の所有する財産への課税、関税と密輸、外国人犯罪の処罰と国外で行われた犯罪行為の処罰、海上と他の國際水路の航行、外国法の適用、外国の判決の施行、その他、一般的には國際私法上のさまざまな問題についての事例を挙げることができる。

以上のことを踏まえて考えるならば、成文法規が、慣習にあまり多くのことを任せないという程度に浸透したのだが、國際法の理論の中では、慣習は、常に條約と同等か、それを上回る地位を保っている。それに、例えば、外交官の接受國の關稅義務免除のように、國際法というよりは、むしろ、禮讓に基づく多くの國際慣例や慣行が存在することが銘記されなければならない。禮讓による普通の慣行は、特に儀禮の

分野に見られるが、やはり、言葉の本来の意味での国際慣行が存在している。すなわち、国際法のもとに拘束力をもつ慣例が存在するのである。その事例としては、外交官の接受国の裁判権からの免除と個人的な直接税の免除がある。更に、外交官の免除特権に関する立法部の法令は、国際慣習を典拠としているか、それとも、国際慣習に照らして解釈されるかのどちらかである。事実上の慣習であろうと、慣習として申し立てられるものであろうと、そこでは、他のどこよりも慣習が論議的にされており、そのことが、慣習の効力をひどく損ねている。軍事目的にとって不必要な非人道的行為は、一般的には国際法違反として認められてはいるが、そのルールは、総力戦的思考の支配下では漠然としていて把握しにくい。第二次世界大戦後の戦争犯罪者の裁判は、そのルールに、これ迄に無かった特別の意味を与え得るし、一般的に見れば、国際裁判の権威ある判決によって、近時は、不明確さが随処で減少しつつあるとは言えよう。国際慣習法の中でも、議論の余地の無いものの例としては、海賊行為の禁止が挙げられるが、それも最早、実際上の意味を持たなくなっている。

この時期を通して、成文法の進展は、国際的にも国内的に

も決して着実ではなかったが、しかし、非常な向上が、一九世紀の後半、特に、その六〇年代の前半から始まり、国際法の多くの部面で見られるようになった。新しい型の国際会議 (conference) と同様に、多边的、立法的、開放的、組織的な条約の出現は、国際法の深遠な構造変化を示唆する意味深い徴候であった。多边的で、しかも、立法的な条約の普及は、それ自身、重大な現象であったが、"開放性"が普遍性をもたらし、少くとも目的に幅を持たせることになった。しかも、きわめて印象的なこととして、組織上の特徴によって、新しい傾向が現われるようになった。つまり、組織上の特徴が、通常、それと関係していた開放性の効果を強化しただけではなく、国際的な行政機関の設立が、国際法の別の水源を産み出したのである。この時期の組織条約 (organizational treaty) に基づく国際協力は、いまだ比較的狭い目的に限られてはいたが、注目すべきことは、新しい形の協力をめざす同じような傾向が、恰かも、或る大所高所からの指令によって命じられたかのように、非常に異った各方面から生じたことである。この時期の国際組織上の努力が、甚だ有力で幸運でもあった歴史的変化の開始を印したことは、今日、疑い無

いことであるが、国際法の構造改革は、以上に言及したような量的な変化——すなわち、国際法の領域的拡張と、国際法と国際会議の数字上の増大とに密接に関連しているのである。したがって、一九世紀の六〇年代は、国際法の新時代の誕生を経験したものと、おそらく言えるであろう。あらゆる点を斟酌すると、その時代は、非常に増大する速度と潜在力とを伴いながら、人間関係のすべてのパターンを漸次改革して行った技術的進歩の所産であり、国際的な範疇では、通信手段の発達と改良が、その最も主要な要素であったわけである。しかし、法が社会の出来事よりも、幾らか遅れざるを得ないということは、一般的で、ほとんど不可避な現象なのである。せつかくの輝かしい光景も、この時期のほとんどすべての政治的手段が踏みにじられて、無事には済まなかったという事実によって、台無しになっていることを認めざるを得ない。したがって、この観点からすれば、過去の数世紀以上には、ほとんど進歩が無かったことになる。しかし、新時代は、侵犯を受けた条約が、ほとんどだと言っても、侵破されなかった条約が、千以上もあるのだという慰めを、少くとも与えてくれている。勿論、統計上の論議は、ごく限られた値打ちし

か持たないが、法違反は法それ自体を傷つけることはできないというような、有り触れた慰め言葉よりは、ましである。なるほど、法というものは、当事者が個人契約を破った場合でも不変のままに存在する。しかしながら、条約に対する国家による否認は、もっと複雑な問題を提起している。つまり、究極的には現状維持によって、効力を永続せしめようとする法の要求と、現状を超越して、おそらく、人間の共同社会の、より高度な形体を目指して突き進む歴史の力との間には、<sup>アンチノミー</sup>二律背反が存在し得るといふ問題である。事情変更の原則 (*clausula rebus sic stantibus*) は、その矛盾を合法化するための試みであり、既に前述したように、ジェンティリー以来の著述者たちは、その問題と取り組んで来ている。グロチウスやビンカースフックの中途半端な反対にも拘わらず、事情変更の原則は、殊に一九世紀の間に一般的な承認を勝ち得たが、その原則の発生源である教会法は、興味深い対応を呈示している。カトリックの教義では、宗教協約 (*Concordat*) の維持が教会の精神上的利益を損なう場合には、それは最早、拘束力を持たないものと見なすのであり、この場合には、法皇が唯一の裁判官であることが宣言されている (*Catholic*

Encyclopedia, IV, 200.)。こうした点を考慮すると、同じような一方的なことは、世俗の法の中にも存在するのである。各国は、一定の状況における事実が、事情変更の原則の発動を正当化するか否かを（別の尤もらしい弁解が申し立てられない場合に）、みずから決定するわけであり、歴史的に展望すると、かなり昔の時代から、重要な国際協定の中で行われた約束事は、持続的な価値を持ち得ないという結論が、どうも避け難いようである。そして、これまでのところ、条約遵守 (pacta sunt servanda) の法則と、歴史的発展の優勢な力との葛藤が、理論的解決の試みを拒んでいるのである。

### 通商条約と関連事項

前述したように、ウエストファリア以後の時代に顕著になった通商条約は、ナポレオン時代と、大体、それ以後の一〇年間を通して、甚だしく衰微したが、しかし、それに続く一〇年間には、その数は再び著しく増加するようになった。結局、六〇年代は、この点においてもまた、重大な時期であったわけであるが、この六〇年代に、通商条約は、発達の最盛期を迎え、国際協定の最も重要な形式となるに至った。その

転機となったのは、自由貿易と自由競争の熱烈な主唱者として広く知られていたイギリスの首席交渉者で全権大使のロバート・ロブデン (Robert Cobden, 1804~1865) にちなんで、しばしば、コブデン条約と呼ばれている一八六〇年の英仏通商条約であった。フランス側では、ナポレオン三世と、その経済顧問シュヴァリエが、その推進勢力であった。この条約において、イギリスは、限られた数の種目について、純粹に財政的性格（保護貿易ではない）の輸入税を適度に保持したにすぎなかったが、一方のフランスは、輸入禁制を廃止し、高関税率を輸入品の価格の三〇パーセントを越えない比率にまで引き下げることになった。更に、それに加えて、両国は、相互に最恵国の地位を認め合った。そこで、イギリスも、なお徹底せしめるために、輸出国側の互恵的譲歩を取得すること無しに、国内立法によって保護関税率を放棄した。この英仏条約は、多少とも自由貿易を基礎とし、関税を抑制して、その結果としての利益を、最恵国条項を通して拡大する方向に、通商条約を導こうとした凄まじい動向に拍車をかけたが、不運にも、その仕合わせな時代は、長くは続かなかった。七〇年代の末に、保護貿易主義が再び大規模に復活した。"自主

(autonomus)“ 関税が、保護貿易制度の基本ではあったが、それでも、相互の関税引き下げを協定によって獲得することは可能であった。その成果が、”協定(conventional)“税率であった。関税条約の存在が、他国と何らかの貿易をする国家間で、あまりにも普通の状態となったために、このような条約が欠如していることは、国家間に緊張状態があることを示唆していた。緊張は、”関税戦争(tariff war)“へと変貌するもので、例えば、一八八八年から一八九〇年までのフランスとイタリアのように、緊張関係にある二国は、望み通りの協定税率を無理やり手に入れようとして、関税の引き上げを続行することになってしまふものである。

この時期の多数の通商条約は、”国際権利章典(international bill of rights)“と呼び得るような、過去からの貴重な遺産を具現していた。つまり、調印国の国民は、他の締約国において、一身上、及び、財産上の保護、居留の自由、常設施設の設立案を含む貿易と企業の認可、課税やそれに類似する賦課金の差別的扱いからの保護、法廷立ち入り自由、礼拝の自由、兵役の免除、などを認められた。こうした非通商的事項を包含することは、通商条約に、予期した以上の大きな

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

意味を与えることとなり、その広汎な包含関係を理由に、往々にして、これらの正式な題目には、”友好通商条約(Treaty of Friendship and Commerce)“とか、”(友好)通商設備条約[Treaty of (Friendship), Commerce, and Establishment]“が選ばれた。更に、航海問題との結び合わせによって、しばしば、”(友好)通商航海条約[Treaty of (Friendship), Commerce, and Navigation]“というような標題になったりすることがあった。

通商条約は、数の豊富さと重要課題の多様性とに加えて、或る程度、一般国際法上の規範の代替物であった基幹条約を慣習的に採用することにより、一九世紀には、国際法上、特別な意味を帯びるに至った。それらの条項の中には、まず、最恵国条項(most-favored-nation clause)がある。ナポレオン戦争の結果、その条項の採用が、ますます頻繁となり、殊にアメリカ合衆国が当事国である条約の場合に、それが目立っていた。コブデン条約が、その共同採用の発端となったが、最恵国条項は、自由貿易時代においても生き延びることになった。しかも、通商条約は二国間条約ではあったが、その条項は、時代精神に順応する多辺性の要素を通商条約に浸

透させたのである。

最惠国条項は、関税率についてだけではなく、航海の問題や“國際権利章典”、それに、一般的に条約の中に具体化されるすべての問題に適用され得るし、また、適用されるのが普通であり、それによって、X国よりY国の国民に認められる利益は、みなことごとく、X国から最惠国待遇を取得した他の国民にも、即座に発生することになる。しかしながら、重要な条件が付け加えられなければならない。アメリカ合衆国は、当初から最惠国条項を狭義に解釈しており、そのアメリカの理論によれば、Yからアメリカ合衆国に対してなされる譲歩を考慮して、Yの国民に与えられる利益は、もし、アメリカ合衆国がZから、それと同等の利益を受ける場合にのみ、最惠国Zの国民にも生ずることになる。だが、この“条件付き”または“互惠的”な最惠国条項の運用は、実に厄介な問題を提起したのである。もし仮に、アメリカ合衆国が、アメリカのオレンジに対するYの関税引き下げを斟酌して、Yの生系に対する関税率を下げたとするならば、オレンジに対する関税の引き下げは、Zの場合、Yの取引が本当に五分五分 (quid pro quo) であるかを確かめることの困難さは、さ

て置いても、結局、Yの場合よりも大きくするか少なくともかのいずれかであろう。そのため、“条件付き”最惠国条項は、利益を受けるべき当事国に、不確定な契約上の立場だけしかもたさざないことになったし、譲歩を提供する余地の無いイギリスのような自由貿易国の場合には、そうした立場さえ与えられなかった。このアメリカ的概念は、おそらく、有効な契約では、通常、受約者 (promisee) 側で“報酬” (consideration) の授与を必要とするというコモンロー的思考によって影響されたものであろうが、アメリカでは、通商条項に関する法律の中に、こうした考え方を注入させることが、自由貿易主義的な考え方によって妨げられるどころか、全く逆に、それは、国家のきわめて増大する高度の保護貿易主義と調和していた。しかしながら、ヨーロッパ内部の関係では、特にコブデン条約以後の時期においては、最惠国条項についての無条件の形式と解釈とが専ら有力であった。

通商条項のもう一つの基幹条項は、契約国の国民によって享有されているのと同様の権利を、他の国の国民に対しても、何らかの関係で与えることを約束するものであった。この“内国民待遇 (national-treatment)”条項は、単に外国の国民に

対等の資格を認めたにすぎないような最恵国条項を、補足するものであったし、また、場合によっては、そうでないこともあり得たが、或る法治国の場合においては、それは、われわれが「国際権利章典」として記述したものを補足するため、特別強力な保護を規定していた。また、内国民待遇条項は、しばしば、船舶にまで拡大されたが、この点では、イギリス航海法（一六五一年）とは、まさに逆の方向を辿ったことになる（訳注・第五章の「国家慣行・平時」を参照）。

条約は、締約当事国の領土間においては、「通商の自由 (freedom of commerce)」が存在すべきことを、たびたび宣言していたので、この点、われわれは、かの尊敬すべきヴィトリア的、グロチウス的概念を思い起こすし、その概念は、やはり、条約に優雅さと雅量とを僅かながら添えてはいるが、しかしながら、その条文の法的な意義は疑わしいものである。初期の条約の規定との関連で、「何らかの河川や港、または、外国貿易商人に居留と駐在が認められているか、或るいは認められるであろう地域、に入る」ことは、通常、外国人の権利を承認する結果として、或るいは、それに類似した方式の結果として生じたものであったし、「通商の自由」の宣言

は、条約の中で詳細に規定されたような外国人の特別互恵的権利を、実質的には、ほとんど増加させはしなかった。しかもなお、それは、自由な解釈を提唱していた。

アメリカ合衆国は、通商問題では、他の場合以上に孤立主義的政策を採用した。われわれは、既に最恵国条項についてのアメリカの狭義の概念に言及したが、非常に重要なことは、アメリカ合衆国が、コブデン条約によって駆き立てられた動向から全く遠ざかっていたことであった。アメリカは、まずまず厳格に保護貿易主義的な路線に従事したばかりではなく、あらゆる点で、関税協定の締結を拒否したのであった。実際に、関税に関して、アメリカの多くの通商条約は、関税の引き上げにとって障害にならない最恵国条項だけしか含んでいなかった。同時に、アメリカは、「国際権利章典」の推敲を特に強調したが、しかし、それは、外国人の法的地位が、外国人に対する姿勢の一般的な向上と共に、当時、既に国内立法の方法で、かなり改善されていたので、最早、たいして重要な問題ではなかった。

特殊な国際問題が、砂糖貿易に関して発生した。科学的発見に基づく砂糖の生産過剰が、一八六〇年以後、輸出助成金

やその他の輸出奨励金によって助長されて、砂糖のダンピングを蔓延させた。その結果として、砂糖市場の不景気が生産者に重大な影響を及ぼした。そこで、条約を通して、奨励金の慣行を抑制する試みがなされ、一八六四年の条約は、適用範囲と効力とにおいて狭く限定されていたが、一九〇二年には、多国間の開放砂糖条約が大規模に締結された。ヨーロッパの大国を包含する、その調印国は、砂糖の輸出業者に奨励金を与えることを自制する義務を負い、また、常設委員会が執行機関としてブリュッセルに設立された。その後、国際砂糖機構にはアメリカ合衆国も加入し、根拠地をロンドンに変更して第二次世界大戦以後も存続することになった(訳注・第七章の「講話条約とは無関係の国際法の発達」参照)。

通商条約の増加に密接に関係していたのは、領事制度の発達と、その変質であった。前述したように(訳注・第五章の「国家慣行・平時」参照)、その制度は、中世以後、ほとんど、その意義を喪失し、一八世紀には、きわめて限られた数の国だけが領事を置くにすぎなかった。しかし、一八世紀末の一〇年間に、条約によって領事業務に新しい生命が吹き込

まれ始め——その現象は、一九世紀には、もっと顕著になった。フランスの著述家で政治家のシャトールブリアン(Vicomte de Chateaubriand, 1768~1848)が言ったとして、しばしば引用されるのが『大使の時代が去り、領事の時代に復帰した。』という言葉であるが、しかし、領事は、決して大使に取って代わることは無かったし、その全盛期が実際に開始されたのはコブデン条約からであった。多数の領事条約が、しばしば「通商、及び領事権に関する条約」として、普通の通商条約と組み合わせて締結されたが、それらは、コルベールの海事法(Ordonnance touchant la marine)方式にならって、領事法についての推敲された国内法規によって補われることになった。

国際協定を土台にして、法の顕著な画一性が発達し——直接に、または、最恵国条項の影響を通して——西欧文明の全体にわたって、領事制度が、事実上、同質化された。その共通で、しかも、今日でも有効である領事法の主な特徴は、次の通りである。すなわち、領事は、彼の本国の政府によって任命されるが、正式には接受国政府の「認可状(exequatur)」を通して承認されなければならない。領事の主要な任務は、



本国政府の通商政策を実施すること、管轄区域内の通商上の発展を本国政府に報告すること、その他に、管轄地域と関係する通商問題について、彼の同胞である国民の情報を与えたり助言したりすることにある。しかしながら、領事の通常の職務のほとんどは、通商の範囲外のものである。すなわち、査証<sup>ザ</sup>を交付したり、証拠上の目的で、彼の国の国民が自発的に出頭した場合に宣誓させるとか、或る場合には、管轄区域内で死亡した同胞の遺産の管理人を任命したり、みずから、その管理人となったり、頻繁ではないが、同胞の結婚式を厳粛に執り行う権限も持っている。彼の管轄区域内の港や他の場所に、彼の国の船舶が出入りしたり、接近したりすることに關して、広汎な権限が領事に与えられているので、例えば、船を援助したり、指揮監督したり、必要な場合には処罰をも行ったりしなければならぬし、更には——往時の司法任務の名残りであるが——高級船員と乗組員との間の紛争を、地方当局を抜きにして解決しなければならぬのである。

領事の種々の任務の重要性にも拘わらず、一般的に、領事は外交機関とは見なされていないし、外交特権を享有してはいない。それでも、幾つかの免除特権（例えば、個人的課税や

兵役、その他の公務からの免除）が、条約上の明確な規定か、或るいは、最惠国条項によって、しばしば、領事に与えられている。領事の公文書の不可侵も、ほとんど一般的には、同様の方法で——場合によっては、おそらく慣行によって、認められており、また、公館の前に、国章を誇示することも、国旗を掲揚することもできている。

非キリスト教国、及び、バルカン諸国では、領事に特別の地位が認められた（訳注・第三章の「東西の邂逅・領事」と第四章の「基本的要素・東と西」参照）。一般的な領事権限に加えて、領事は、彼らの国民の他、彼らが保護を与えた人物に対する警察権と同様に、刑事、民事の排他的な裁判管轄権をも行使し、領事裁判権に服する人物と係争中の土着民は、その領事裁判権を受諾しなければならなかった。これらの“司法”領事は、刑事上、及び、民事上の問題についての免除特権を含む、かなり影響力の大きい外交上の地位を享有しているが、しかも、時には、衛兵を置く権利さえ持っていることがあった。この司法領事制度は、中世の様式であった“領事裁判制度（*capitulations*）”から派生したものであったが、一九世紀後半には、早くも最高頂に達するに至った。そして、領

土主権からの免除は、使節の本国における独自の郵便、銀行、教育機関などの発達に伴なって拡大されたが、実際、この種の領事制度は、自治権を持った外国人の独立社会としての性格を帯びる傾向にあった。

しかしながら、一九世紀末には、その趨勢は衰微し、覆えられるようにさえなった。ルーマニアでは、領事裁判権が、一八七七年に廃止され、セルビアでは八〇年代に、日本は一八九九年に、アルジェリアとチュニスではフランスの統治権の確立によって、それは終りを告げた。司法領事職が残存していた所でも、その機能は減少した。例えば、東地中海のレヴァント地域や、僅かながらの極東地域において、自国民以外の者に、領事による“保護”が、極端、かつ、不快な程度にまで拡張されていたことは事実であったが、こうした状況は、モロッコでは、条約によって、その他の所では、きわめて非公式な方法でもって、是正されるに至った。更に重要なことは、外国人が当事者である事件の審判のために、土着の裁判官と外国の裁判官とから構成される混合裁判所が、条約によって創設されたことを通して、領事裁判権が消滅したことであった。トルコでは、どちらかと言えば不完全な構成の

混合裁判所が、早くも一八四七年には設立されたが、しかし、それらの独立と機能は、外国の大使や領事の通訳たちによる、裁判活動に対する義務的な監督と言うか、或るいは、むしろ、統制によって、非常に損なわれてしまった。それよりも慎重に計画された混合裁判所——実際、よく組織された裁判所であった——が、一八七六年にエジプトで設立された。第一審の三つの混合裁判所の他に、アレクサンドリアに上告裁判所 (Appellate Court) が作られたが、そのいずれにおいても、エジプトの裁判官は少数であった。その混合裁判所で適用されるために、フランスの法典を模範にした特別の混合法典 (codes mixtes) が作成され、訴訟手続きが外国の通訳によって妨害される余地も無くなった。

法制史の中で、司法領事 (judiciary consul) は注目すべきものではあったが、数字の上では、それらは、この時代に構築された強大な領事組織の小部分を代表するにすぎなかった。この時期の終り一〇年間には、すべての大通商国と、オランダのような小通商国でさえも、海外に数百人の領事を有していた。それには、国内法規に従ってさまざまに区別された、総領事 (幾つかの領事管轄区域の筆頭である)、領事、副領

事、領事代理があつた。このような役人の大集団を形成するについての本来的な困難は、領事管轄地域の住民の中に、彼らの本業を辞めないで、少額の俸給か無給でもって快く領事の資格で奉仕してくれる、著名な、或るいは、野心的な実業家を、政府が、しばしば見出し得たという事実によつて減少した。往々にして、政府は、彼らの国民ではない人物を、本職ではないノンプロの領事として任命したが、現実に領事の大多数が、明らかに専門的な「司法」領事のグループを除いて、ノンプロの領事から成つていた。しかしながら、この時期の終り一〇年間には、大国は、次第にノンプロの領事を本職の領事に置き換えて行つた。

一九一〇年に、或るドイツの著者が、領事問題に関して次のような統計値を発表している(Von König, "Der Konsular-dienst der wichtigsten Handels mächte und seine Bedeutung für das Wirtschaftsleben," in Zeitschrift für Politik, III (1910), 332.)。

イギリス	本職の領事	本職でない領事	総数
二一〇	六〇〇	八一〇	

アーサー・ニュースボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

ドイツ	一四二	六四〇	七八二
アメリカ合衆国	三〇四	二九九	六〇三
フランス	二一七	六三三	八五〇
オランダ	二二	五〇〇	五二二
ベルギー	四五	五六三	六〇八
オーストリア	一一一	四一五	五二六
ハンガリー	一二三	三〇〇	四二三
ロシア	一〇三	六九〇	七九三

以上の統計値——それは、領事官よりは、むしろ、領事制度に關係するものであるが——を、同じ著者によつて与えられている次の数字と比較してみると興味深い。すなわち、一八八五年にドイツは六五名の本職の領事(一九一〇年までは百パーセント以上増加)と五八〇名の本職でない領事(一九一〇年までには約十パーセントの増加)とを有し、同時期に、領事の合計数は、六四五名から七八二名に、つまり、二十パーセントも増加した、とされている。はっきりとは発表されていないが、他の大国でも、おそらく、傾向は同じであつたと言つても、それは、きっと間違つた推察ではない。確か

に、この時期を通しての領事数の急激な増加は、非司法型の領事の増加によって説明されるのである。

国際通商に広く影響したもう一つの条約形体は、財政上のものであった。金融条約は頻繁ではなかったが、しかし、通貨の根本的な重要性に基づき、金融条約が、合成された（地域的）単位を形成する方向に向っていた歴史的傾向の法的様相を例証している。まず、広域における支払方法の統一化の動きが、一八三八年のドイツ通貨条約によってもたらされたが（訳注・本章の「主要な政治的協定と宣言」の項を参照）、それは、南北ドイツ諸国の標準銀貨間の割合を確定したものであった。一八七三年と一八七五年のスカンジナビア通貨条約は、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーにおける共通の金本位制を確立したが、もっと重要なのは、いわゆる、一八六五年のラテン通貨同盟で、それは、フランス、イタリア、ベルギー、スイスが、フランスの指導のもとに、同一の重量、純度、直径を持つ金銀硬貨の複本位制の共有制度に同意したものであった。あらゆる国が、その条約に参加するように招請されたが、それは、ナポレオン三世の自由経済政策の表象であったと同時に、彼の飽くなき政治的野心を

表象するものでもあった。すなわち、フランスが、世界自由市場の手軽な道具として世界通貨の道を開こうとするものであった。この計画を促進するために、一八六七年にフランス政府は、国際通貨会議を召集したが、しかしながら、その通貨同盟には、一八六八年にギリシアが参加しただけで、スペインやセルビア、ブルガリア、ルーマニア、フィンランド、それに、若干のラテン・アメリカ諸国は、他の取決めに従うのでも無く、また、この問題について他の何らかの国際的義務を負担することも無しに、その通貨同盟の硬貨の基型だけを採用した。このように不自然な新機軸であったラテン通貨同盟は、間もなく、組織の広汎な改革を必要とするような重大な危機を体験し、遂に第一次世界大戦の経済的余波のために、一九二一年に終止符を打つことになった。その同盟の組成国よりも、同盟の硬貨基型に自由に独立した形で依存する国の方が上回ったという事実は、通貨問題における協力と統一は、国際協定を締結しなくても十分に保障され得るという一般的現象を示すものであるが、このことは、スカンジナビア通貨同盟は別として、経済的にも有力な国々によって制定された同性質の国内法の結果である国際金本位制によって

も、立証されるのである。この点で、通貨条約の効力には、固有の限界があるように思われる。

通貨条約に関連して、銀行設立のための最初の国際条約に言及しておいた方がよいかもしれない。モロッコにおけるフランスとドイツの紛争を暫定的に解決した一九〇六年のアルジェシラス決議は、モロッコ国立銀行を創設することになったが、この銀行は、その機能が本質的には国内的なものでありながら、それが、国際協定から始まったという理由と、締結国の中央銀行が株主であったという理由において、国際的なものであった。

### 国際私法と裁判上の援助とに関する条約

この期待された時代の第二期の部分は、国際司法と裁判上の援助の分野で、新しい意義深い発達を生じさせた。商取引と資本の未曾有の移動に付随して、国家の経済組織の増大する浸透と同化作用を、国際的な領域における適切な法手段によって強化しようとする要求が起り、外国人の法の下での平等が、通商条約の在来の諸規定を越えて当然のこととして主張された。同様に、文明諸国の政府間と裁判所間の法の施

行についての相互援助が要請された。法それ自身の画一化は、為替手形法のような一般的に限られた分野でしか要求されなかったが、少くとも、“法の選択”における統一原則を条約によって確立する主唱は行われた。そこで、こうした指標を意気に感じたオランダ政府は、一八九三年に国際私法に関する第一回ハーグ会議を召集したが、これを契機として、以後五回以上にわたってハーグで会議が持たれ、第二次世界大戦前の最後の会議は、一九二八年に開催された。それらの会議は、結局、幾つかの多边的で開放的な“立法”条約に到達したが、民事訴訟に関するハーグ条約（一八九六年）は、その最初のものであった——すなわち、主な目的は、何らかの調印国の国民が、他の調印国で訴訟を起こす場合に、被告人が勝訴した場合の訴訟費用の保障を、その被告人に与えるという共通の義務を免除することであった。一九〇二年から一九〇五年にかけて締結された若干の条約は、家族法の国際的な局面、特に離婚宣告と結婚の効力についての国際的承認に関係していた。調印国は、あらゆるヨーロッパ諸国で——フランス、ドイツ、イタリアを含んでいた。これらの条約は、多くの好意ある論評と多大の期待とを喚起したが、しかし、その好結

果も限られたものであった。フランスが脱退した一九一三年に分裂が始まり、崩壊の進行が急速に高まって行った。第一次大戦以後、国際私法についての会議は成功しなかった。

同様の運命が、多くの南アメリカ諸国によって一八八九年にモンテヴィデオで開始されたきわめて野心的な企てにも待ち受けていた。アルゼンチンとウルグアイの指導下に、国際私法や国際商法、国際手続法（主に裁判所間の相互援助に関する規則）、及び、その他の関連事項についての一連の多辺条約（合計八）が調印されたが、右の二ヶ国の政府の他に、ボリヴィア、パラグアイ、それにペルーだけが批准した。しかも、これらの国々は、その条約の全部を批准したのではなかった。それらの条約は、おびただしい学問上の論議を喚起したが、実際上の効果は僅かしか無かった。一九四〇年に広汎な改正を通して、それらを復活させる試みがなされたが、その改正も、調印はされたものの、批准はされなかった。だが、それは、国際法の分野において、かつてラテン・アメリカの尽力によって築かれた展望と調和するものであった。ヨーロッパでは、少数の二国間条約が、きわめて有効であることが立証されたが、その中でも、裁判権と判決の実施に関するフ

ランスとスイスの一八六九年の条約は、旧来の両国の数世紀にわたる友好に根差したもので、今もって、ほとんど全面的に効力を持っていて——条約の中でも、まれに見る生命力と、その特殊な問題についての独特ユニークさとを見せている。コモロ諸国は、その種の国際的規制には関与しなかった。

同様に、この時代の後半期から始められた工業所有権と版權についての主要な条約からは、異なった状況が現われている。それらは、作家や芸術家の著作権（著述上、及び、芸術上の財産権）と同様に、特許権（発明の権利）や商標（工業所有権）を保護するためのものである。私法に属してはいるが、その条約は、性格としては、組織的なものであり、特徴は、大概、公法的な協定という点に見い出される。すなわち、工業所有権に関する事務局が、一八八三年にスイスのベルンに設立され、一八八六年には版權の方も設立された。ヨーロッパ、及び、他の諸大陸の文明国が、その条約に参加したが、主な例外は、ロシア、中国、それに、ラテン・アメリカ諸国（ブラジルは加盟国になった）であった。アメリカ合衆国は、工業所有権条約には一八八七年に参加したが、著作権に関するベルン機構には参加しなかった。したがって、

アメリカ合衆国における外国の作家や芸術家、及び、他の国におけるアメリカの作家と芸術家は、互恵主義を基礎にしてのみ保護を受けた。アルゼンチンは、一八八九年の条約によって、みずから多国間組織を設立したほど野心的で、パラグアイとボリヴィアが、フランス、ドイツ、イタリア、その他の非アメリカ諸国と共に、それを支持したので、八つのモンテヴィデオ条約の中でも、この条約だけは、実際に著しい効果を生み出した唯一の条約であったように思われる。

一般的に言えば、ローマ法シビル・ローと慣習法コモン・ローとの間の懸隔が、私法に関する諸条約の中で、ひどく感じられた。例えば、一八九六年、及び、一九〇二年から一九〇五年にかけてのハーグ条約に、コモン・ロー諸国は一つも加入しなかったが、それらの条約は、事実上、ローマ法の用語を使って起草されるものであった。そうした用語のために、コモン・ローの精神と用語でもって訓練された国の裁判所は、その条約を充分に操作することが期待されなかったし、しかも、それと同じことが、逆にローマ法諸国に対するコモン・ロー用語についても、そっくりそのまま当てはまったのである。しかしながら、その困難は、絶対的なものではなかったし、また、絶対的なもの

でもないのである。その困難は、特許権や著作権のように、ローマ法やコモン・ローの背景から独立して、近代において発展してきた問題の中では、無視してもよいものである。著作権条約と対立するアメリカ合衆国の態度は——イギリス、カナダ、その他のコモン・ロー諸国は、それに加担しなかったが——国際的な消極的態度の、また別の実例として見なければならぬ。

刑法においては、司法援助と判決の実施が特別な問題を提起した。そこでは、逃亡犯罪人の引き渡しが必要な問題であったが、その問題をめぐる近代法は、一九世紀に始まっていた。古代から、外国からの逃亡者の引き渡しが行われていたことは、前述したが、しかし、それらの逃亡者は、犯罪人と言うよりは、むしろ、政治上の敵対者か不法入国者であった（訳注・第三章の「東ローマ帝国」の項を参照）。また、一八世紀には、脱走兵の引き渡しのための多くの協定にも、お目にかかれるのだが、しかし、犯罪人の引き渡しに関する条約は、いまだ漠然としていて、まれにしか存在しなかった。このことは、独立国の領土の狭小、重複、低水準で地方的性格

を帯びた刑事手続き、それに、永続的な宗教上の反目などによって説明され得るが、犯罪人引き渡しのような問題では、カトリック諸国の動機や手続きに対して、プロテスタントの人たちを懐疑的にしがちであったし、その逆も同様であった。実際問題として、言及する価値のある一八世紀の僅かな犯罪人引渡協約は、同じ信条を抱いた国々との盟約であった。

例えば、カトリックの教会法に留意した一七六五年のフランス・スペイン条約、殺人犯と文書偽造犯のみに影響したために引き渡しのルールが非常に限定された一七九四年のイギリス・アメリカ(ジェイ)条約、が、そうである。この点、一七七六年のフランス・スイス犯罪人引渡条約は、例外であったが、しかし、それも結局は、フランスとカトリック系の<sup>カントン</sup>県との間の昔の協定を拡張したものであったし、既に述べたように、フランス・スイス関係は、特別の視点から説明されなければならぬものである。しかしながら、ナポレオン以後の時代には、犯罪人引渡条約に対する障害は、次第に消滅し、同時に一方では、コミュニケーション手段の急速な改良が、犯罪人の逃走と犯罪活動を助長することになった。その結果として、新しい犯罪人引渡協約が、“新時代”を前にして既

に出現し、しかも、それは非常に早い増加を示したために、この時代の終り二、三〇年間には、あらゆる重要国が、犯罪人引渡条約の網<sup>ネットワーク</sup>目の中に入っていた。だが、相変らず政治亡命者のための庇護を残すことを切望していたイギリスは、一九世紀の終り二、三〇年頃まで広汎な犯罪人引渡協定の政策は採用しなかった。

犯罪人引渡条約は、すべて二国間条約であった。それらは、一般的、かつ、広範囲にわたる条件を採用することよりも、むしろ、特殊な犯罪に関して引き渡しを規定していた。“政治的”犯罪は、ほとんど必ずと言えるほど除外されたが——その点で前世紀の慣行とは著しく対象的であった。以前は、犯罪人引き渡しは、基本的には政治の問題として見られており、そのため、助力を求めた外国君主の政敵に対しても、自由に適用されていた。フランス革命が、それとは逆の政策の前兆となり、“自由のために”迫害を受けた外国人に対して庇護を提供した。その新しい方向は、革命から生まれたベルギーが、一八三三年の法律により、“政治”犯罪人の引き渡しを禁止したことによって確実に開始された。一八世紀の主要な引き渡しの典型であった脱走兵の引き渡しは、その後は、まれな場



合にだけ存続した。更に、イギリスとアメリカ合衆国を除いて、大部分の国が、主権と外国裁判所への不信とを強調するあまり、共に自国民の引き渡しを拒絶していた。

ベルギーは、また、その引き渡し法令が、被告の権利を整理とした手続きによって保護した最初のものであったという点で、模範を示すことになった。それ以後、このような法令が、多くの国々で採用されるに至った。

新しい犯罪人引き渡し法の実際上の意義は、勿論、当該諸国の特別な条約、法令、政策、慣行の如何に懸っていたが、フランス・ベルギー関係においては、その意義は、とりわけ大であった。しかしながら、一般的には、状況の偶然性と、規定された法手続き上の出費とが、犯罪人引き渡しの有効性を著しく削減してしまったのだが、これは、犯罪人の引き渡しをめぐる法制度の変換に対して支払われた代償であった。

## 国際紛争

財政的な性格の国際紛争が、この時期の特徴であったが、それは、未開発国、ないしは、後進国の経済組織へのヨーロッパ資本の猛烈な浸透によって印されたものであった。この

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』（訳・その六）

資本の移動は、主に株式交換から計画された担保付き借款の中で行われたが、たいいていの場合、それは、受け入れ国、特にラテン・アメリカやバルカン半島の国々の経済発展に非常に貢献したし、貸す側の資本家には、高率の利益をもたらした。こうした資本移動の意義は、その直接の財政効果に限らず、それは、債権国に対して、債務国における経済的、政治的影響力を保障することになった。フランスは、資本輸出国の中でも、際立った存在であったが、外国の保護下にあった株式取引業を、一八八〇年に政府の取り締まりに従わせることによつて、これらの財政手続きを公法の範疇に導入した最初の国となった。しかし、あくまでも、これは国内法であった。国際法は、みずから債務国であったり、保証国であったりする外国が、その責務に従つて行動しない場合には影響を受け、したがつて、その場合、債権者は、その権利の遂行について、彼らの政府による保護を獲得した。多くの場合、債務国政府は、比較にならないほど強大な債権国の力の圧力のもとに、国際的な財政管理に服従しなければならなかった。特に、こうしたことが、一八六九年にチュニジア、一八七六年にエジプト、一八八〇年にトルコ、一八九八年にはギリシ

アで発生した。その管理は、混合委員会によって行われたが、その委員会は——その他の構造面でも、いろいろ違いがあったが——外国政府や債権者の代表によって支配された。エジプトやギリシアの場合には、その委員会は、事実上、別個の集団として行動するヨーロッパ大国の国民から構成された。

しかしながら、債務国政府は、要するに彼らの政治的無能力に相当するような措置に同意する義務があるなどと、常々、思っていたわけではなかった。ラテン・アメリカ諸国の間では、アルゼンチンの著名な法律家カルボ（Carlos Calvo, 1824—1893）の指導のもとに、国家が支払い不能の場合には、外国の債権者は、国内の債権者以上に高度の保護を受ける権利を持つものではなく、このような不慮の事故に適用されるべき国内法規や取り締まりに服さなければならない、という見解が採用された。更に、カルボは、外国政府が、彼らの自国民の財政上の要求を強制的に遂行することを、侵略と征服のための安易な口実であるとして公然と非難したが、これには正当性が無かったわけではない——古典的実例として、一八六一年のナポレオン三世の不運なメキシコ遠征は、表面上は、メキシコ政府の保証金の不払いと、その他の私法上の

債務の不払いに対する、フランス市民による要求のために企てられたものであった。そのカルボ宣言の風潮の中で、ラテン・アメリカの諸政府は、外国人との利権契約や他の取り決め（しかしながら、借款契約は含まれていないように思えるのだが）、いわゆる、カルボ条項（Calvo clause）を挿入する処置を取ったが、その条項のもとでは、外国人は、契約上、生じた権利に関しては、彼の本国政府による外交的介入を放棄することになった——だが、大概の国際裁判では、それを有効に放棄することはできないという理由でもって、無効であるとして、どうにかこうにか判決を下している。しかしながら、債権国政府が、怠慢な外国に対する彼らの国民の言い分を、決して一律に支持する心構えで無かったことは、注目されなければならない。一八四八年の初め、当時、イギリスの外務大臣であったパーマストン卿は、イギリス政府に対する外交干渉は、国際的な権利の問題であるよりは、むしろ、分別の問題であると主張したが、彼は、適切にも「外国政府の誠意を誤って信用した無分別な人間」を指して、そのような者は、みずからの無分別な結果について、自分たちの政府に

よって保護されるものと期待してはならないと指摘した (Phillimore, Commentaries upon International Law, II, 3rd ed., 1882, 9)。

国際的な解決が、一九〇七年の第二回ハーグ会議によって試みられ、それが、“負債回復のための武力行使の制限に関する協約 (Convention Respecting the Limitation of the Employment of Force for the Recovery of Contract Debts)”として結実した——その協約は、アメリカ代表のポーター将軍にちなんで、しばしば、ポーター協約 (Porter Convention)とも呼ばれている。この協約は、或る国が他の国の国民に対して負った借金について、債権国が徴集するに当っては、その債務国が仲裁裁判への服従を拒否したり、裁定を実行することに失敗しない限り、武力に訴えるべきではないと規定していた。アルゼンチンの外務大臣ドラゴ (Luis Maria Drago, 1859~1921)は、カルボアの教訓を踏まえて、本質的な問題として、或る国の公的負債を徴集するための武力介入は許されるべきではないと主張したが、この議論の中では、債務不履行のヴェネズエラに対して、若干のヨーロッパ諸国が執った強行手段が、特別の役割を演じていた。ポー

ター協約は、この「ドラゴ宣言 (Drago Doctrine)」と債権国の意見の妥協に等しかった。その最も顕著な特徴は、負債の範囲内で強制的仲裁を支持する点にあったが——勿論、これは、国際関係の僅かな部分のことにすぎなかった。この問題は、間もなく重要性をかなり喪失したが、その理由は、財産権の無上の神聖という一九世紀的概念が、次第に弱体化し、その心理的変化が、公債所有者や、その他の資本家たちの私的利益を保護するための好戦的手段を、ますます過去の問題にしてしまったからであった。

その他の点では、仲裁裁判による国際紛争の解決が、この時期には巧みに用いられた。ジェイ条約の伝統に従って、アメリカ合衆国は仲裁裁判の主要な後援者となった。アメリカは、ジェイ条約を手本として混合委員会を持続させるための仲裁裁判条項を、エクアドル (一八六二年)、イギリス (一八五三年、一八七一年)、メキシコ (一八三九年、一八四八年、一八六八年)、ペルー (一八六三年、一八六八年)、スペイン (一七九五年、一八一九年、一八七一年)、それにヴェネズエラ (一八六六年、一八八五年)との条約の中に組み込ませた

が、アメリカ合衆国とメキシコの混合委員会は、重要さにおいて群を抜いており、それは、一八七一年と一八七六年の間に、二千件以上の請求を解決した。また、アメリカ合衆国は、幾らかの個人的な仲裁裁判にも同意していた。

アメリカ合衆国に次いで、イギリスが、仲裁裁判に対して最も好意的な態度を示していた。混合委員会に関しては、アメリカ合衆国の方が遙かに指導的であったが、イギリスが、きわめて頻繁に個々別々の仲裁裁判の当事国になったという事実は、イギリスの広汎な外交関係に照らして評価されねばならない。フランスは、二つのアングロ・サクソン勢力の背後にあって、仲裁裁判の利用については、非常に遅れていた。しかし、それでも、フランスに次ぐ記録を持ったサルディニア、イタリアに比べれば、順位は遙か前方に位置していた。その他の国々の中では、チリとペルーが、比較的広い範囲にわたって仲裁裁判に参加した。ロシアは、一九世紀においては勿論のこと、満足の行く記録が最も少ない大国であった。最も有名な仲裁裁判の判決は、一八七二年に、イギリスとアメリカ合衆国との間の、いわゆる、アラバマ号事件において、イタリア人一名、スイス人一名、ブラジル人一名、それ

に、各訴訟当事国の国民一名とから構成された裁判によって与えられた。当時、アメリカは、南北戦争の期間中にイギリスがアラバマ号をイギリスの造船所で建造させ、それをアメリカ南部連邦海軍に使用させるべく、出港を特に許可したことによつて、中立国としての義務を侵害したという申し立てに基づき、イギリスに対して損害賠償を要求していた。そこで、一八七一年にワシントンで調印された条約に従つて、海戦における中立国の義務につき、広範囲にわたつてアメリカの見解と一致した規定（ワシントン規定）が、その仲裁裁判において適用されることで意見の一致を見たが、南部連邦に好意を寄せていたイギリスの態度は、南部連邦の敗北が不可避となるに及んで譲歩するに至つた。ところで、その規定は、中立国政府の義務として、交戦国に対する戦争を目的にしたと推定される船舶の装備の防止と、交戦国に有利な海軍作戦や軍事補給の根拠地として、水域を使用することの禁止とを宣言したものであった。その仲裁裁判は、以上のような理由に基づいて、イギリス側に、アメリカ合衆国に対して一五五〇万ドルの弁償を支払う義務があるとの判決を下したわけであるが、その事件は、非常に強力な国家間でさえも、複雑な

大政策の問題に関して、まさに仲裁裁判が可能であることの証拠として見なされたのであった。実際問題としては、当初、イギリスは、みづからが唯一の判事であると自任する自国の体面を、仲裁裁判の論争は穢すものであるという理由で、仲裁裁判を拒否したのだが、それにも拘わらず、仲裁裁判へのイギリスの服従も、その最終判決も、イギリスの威信に対して少しも悪影響を及ぼさなかつたようである。

イギリスとアメリカ合衆国とは、もう一つの重要な仲裁裁判であるベーリング海事件でも、互いに対抗することになった。ロシアの後任者としてアメリカ合衆国は、イギリスの異議申し立てにも拘わらず、アラスカの領海外であるベーリング海における排他的なアザラシ漁業権を主張し、ベーリング海でアザラシを捕獲したイギリス船を抑留した。その仲裁裁判（合同委員会）は、イギリス人二名、アメリカ人二名、フランス人一名、イタリア人一名、ノルウェー人一名から構成されたが、その判決は一八九三年に下された。それは、事実上、イギリスに有利なものであったが、両国間で激しい興奮を巻き起こした論争を排除することになった。

仲裁裁判によって解決された、また別の重大な紛争は、イ

ギリス領ギアナとヴェネズエラの国境に関する、イギリスとヴェネズエラ間の紛争であった。貴重な土地に係わった紛争が一〇数年と続いた後、モンロー宣言を理由に介入したアメリカの重圧によって、イギリスは、やっと一八九七年に仲裁裁判に応ずることになった。その仲裁裁判は、一八九七年にワシントンで調印された条約の中で同意されたが、その条約には、アラバマ号事件の場合のように、国際法上の法則（悪意の占有、または、時効も、五〇年を期間として有効な権利となる）が組み込まれていた。その仲裁裁判は、ロシアの著名な国際法学者F・ド・マルテンス（F. de Martens, 1845-1909）によって司会された。判定は、実質上、イギリスに紛争領土の全部を与えたが、しかし、ヴェネズエラには、オリノコ河の重要な河口を留保させた。その判決の法律上の妥当性は明白ではなかつたし、理由も説明されなかつたが、その裁定は、ド・マルテンスの、非難されても仕方が無いような議事進行によって到達した政治的妥協の所産であった。非常に興味深いもう一つの事件は、イギリスのフリゲート艦フォート号の三人の士官が、ブラジル当局によって逮捕されたことに始まるイギリス・ブラジル紛争であった。その士

官たちは、私服でブラジル市街を遊覧旅行中、一人のブラジルの歩哨兵と喧嘩をしたのだが、逮捕の翌日、イギリス領事の介入によって釈放された。しかし、その事件は、イギリス・ブラジル関係が緊張状態にあったときに発生し、しかも、それに続いて別の紛争が起きてしまった。と言うのは、ブラジル沿岸で難破したイギリスの三本マスト船プリンス・オブ・ウエールズ号の水夫たちの死体が陸地で発見され、略奪にあったことが明白にされたのである。こうした事件に関連してイギリス政府が行った要求を、ブラジル政府が直ちに満足させなかったために、イギリス艦隊は報復としてブラジル船を数隻捕獲した。その結果、外交関係を断絶した両国政府は、フォート号事件の仲裁裁判を、ベルギー国王に任せることとなり、一八六三年にブラジル側に無条件に有利な判決が下されたが、その裁定は、その後の二国間の政治的關係に、注目すべき有益な結果をもたらしたようである。

アラバマ号事件につぐ、以上の三つの仲裁裁判は、この時期の最も顕著なものであった。それらは、アメリカの典型的な混合請求委員会 (mixed-claims-commission) の場合とは異なった、政府・対・政府の仲裁裁判を例証しているが、混合

請求委員会では、外国政府に対する個人の要求まで含まれていた。しかしながら、このような要求もまた、国際法から派生したものであったということは注目されるべきであるし、また、この観点から、混合請求委員会が、商法や他の私法を根拠にした個人間の要求に参与した、エジプトの混合裁判所のような国際的な制度とは区別されねばならないことも銘記されるべきであろう。

政府間の仲裁裁判に関する総体的な意義は、仲裁者を選任する方法の漸進的な変化によって発展した。一九世紀の大半を通して、国家元首は、好きこのんだせいではないにしても、往々にして仲裁者にさせられた。特殊な例をあげるならば、一八三九年のアメリカ・メキシコ協定においては、委員会における決選投票の場合の裁定人に、プロシアの国王がなるものとされていたが、当時、プロシア国王は、全くもって物わりの悪いフレデリック・ウィリアム三世 (訳注・一七七〇―一八四〇年。ナポレオンに敗け、ウィーン会議ではメッテルニヒの影響下に置かれた。) であった。彼の死によって、その仲裁裁判は振り出しに戻ったが、後任者は、委員会に持ち込まれた七十二件の内、五七件以上を見事に解決した。その世

紀末になると、仲裁判決は、普通において、法律家や外交官の一人、または、しばしば、その集団に委託されるようになってきたが——それは、一層、裁判への接近を示唆し、しかも、それゆえに、より健全な国際仲裁裁判の受胎を暗示する発展であった。

仲裁裁判は、多くの事件を通して、歴史の中で、初めてコモン・ロー系の法律家とローマ法系の法律家との提携を必要ならしめたが、このような協力のための好機が、二〇世紀になって増大した。理論的には、両者の連帯的な努力からは、ローでは、訴訟における手続きを非常に強く主張するし、証拠についての厳格な法則は、ローマ法では知られていないものである。判例法則も、ローマ法におけるほどの重要性をもっていないし、契約の解釈についても、コモン・ロー系の法廷では、証書上の約定を信奉する傾向が、ローマ法系の法廷よりも強いが、あまり周囲の状況を斟酌しない傾向がある。ところが、実際には、これらのさまざまな相違は、両派の提携の中では、ほとんど感じられなかった。大体において、ローマ法についての広汎な研究が行われたが、国際法はローマ

法に由来するものとする古いイギリス的概念が、その要因になつていたかもしれない。

政府間の紛争が、常設の裁判所ではなく、そのために特別に任命された仲裁者による“隔離的な”訴訟手続きによつて解決されねばならなかったという事実は、法律上の発達の中では、後進的な段階を示すものであった。しかしながら、この時期の後半には、国際法上の裁判機構の最初の試みが目撃された。一八七四年と一八七八年の一般（万国）郵便連合は、連合加盟国間、すなわち、郵政官庁間の紛争を、仲裁で解決するための常設機関を規定していた。各々の論争国は、紛争に巻き込まれていない他の加盟国を仲裁者として選定しなければならなかったが、そうして選ばれた官庁は、決選投票の場合には、第三の仲裁者として、また別の郵政官庁を選任しなければならなかった。この制度は、一九世紀には数回しか使用されなかったが、それ以後は、きわめて頻繁に用いられるようになった。コミュニケーションの分野での、もう一つの国際的協会である一八九〇年の（ヨーロッパ）国際鉄道輸送交通協会も、同様に加盟鉄道間の紛争解決を、その中央事

務局に委託していた。しかし、この取り決めは、どことなく違った性格を持っていた。と言うのは、鉄道は、相当な範囲にわたって私的企業によるものであったし、しかも、中には幾つかの企業が、同一国に属している場合もあったからである。

全般的な国際裁判所を創設する方向への最初の足取りは、一八九九年の第一回ハーグ会議によって進められた。その会議で採択されて、すべての大国が他の多くの国々と共に批准した「国際紛争の平和的解決のための協約」は、いわゆる、常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration) をハーグに設立したが、それは、後の常設国際司法裁判所 (Permanent Court of International Justice) とは異なり、単なる行政機関であることに加えて、公式の仲裁者集団であって、論争国は、特別な事件については、もし希望するならば、そこから同数の仲裁者を選択することができた。仲裁者は、議長と共に「裁判所」を形成したが (全体的に見て「法廷」とは區別される)、議長の選抜のためには、条約によって特別の手続き——これこそ重要な点である——が規定されており、その仲裁メンバーは外交上の身分を保持していた。この協約は、

一九〇七年に改正されたが、その批准は、ごく少額の費用を除いては、行政機関の拘束を伴うものではなかったが、しかし、裁判所の新設は、仲裁裁判協定の締結を大いに刺激することになった。この型の協定が、一九一四年までに、およそ一二〇以上も成就したが、一九〇三年のイギリス・フランス条約には、特別の関心を払う必要がある。それは、重大な利益、独立、名誉に係わる問題を、仲裁裁判から除外したが——これが、つまり、後の多くの条約によって採用された留保 (reservation) であった。このすべての協定が、仲裁裁判所を實行したわけではなかったし、また、現実に仲裁裁判となった場合でも、必ずしも全部が常設仲裁裁判所に委託したわけではなかった。しかし、当時、常設裁判所は、仲裁裁判の中でも際立った手段であった。それは、目下、考察中のこの時期に、十四件の裁定を下しているし、第一次大戦以後には、六件以上の判決を言い渡している。

常設仲裁裁判所の最初の判決の一つは、一九〇四年に、ドイツ、イギリス、イタリアを原告とし、ヴェネズエラを被告として、ヴェネズエラ革命で上記三国の国民が蒙った損害の弁償の支払いと、ヴェネズエラ借款の支払いの優先権を合



む事件において与えられた。これらの要求は、裁判所によって承認されたが、それは、ヴェネズエラ沿岸の封鎖とか、ヴェネズエラ船の捕獲、または、その他の挑発的な報復などを通して強力に推進されたからでもあった。それから、おそらく最も顕著な裁定は、一九〇九年の法廷で、カサブランカ（モロッコ）事件をめぐるドイツ・フランスの極端に危険な紛争を解決したときのものであった。その事件は、フランス外人部隊のドイツ人や非ドイツ人の脱走者を、モロッコから船で移送させようとしたドイツ領事の計画を、フランス当局が失敗させた事件であったが、仲裁裁判の裁定は、主にフランスに有利であった。

この時期の末頃には、もう一つ別の常設裁判所である中央アメリカ司法裁判所（Central American Court of Justice）の設立を目撃することになった。それは、一九〇七年に、その名称からも窺えような地域的な基盤のもとに設立されたものであった。その裁判所は、アメリカ合衆国によって後援され、さまざまな種類の訴訟を通して、中央アメリカ社会に貢献するはずであったが、一九一七年に、ニカラグアに対してコスタ・リカとエル・サルヴァドルによって提起された告訴

に基づいて、その裁判所が、ニカラグアとアメリカ合衆国とによって締結された大洋間運河建設のための条約は、原告の権利の侵害であると宣告した二つの判決を下したものの、アメリカ合衆国が、その訴訟の当事国ではなかったために、その判決は役立たなくなり、実際に、それをもって裁判所の活動は停止されるに至った。その裁判所の活動範囲は、狭く限定されていたし（合計一〇件）、部分的に見ても、あまり好運に恵まれたものではなかった。中央アメリカ諸国の数の僅少であることは勿論、親密な歴史的、地理的、人種的な絆が、成功のための好機を提供するかのように思われたにも拘わらず、このラテン・アメリカの創設物の失敗は、かえって、その絆に、ますます水を差すことになった。

常設の裁判所によって解決された事件とは別に、この時期には、政府間に二五〇件以上の仲裁裁判が行われ、それは、特に、この時期の末頃の二、三〇年代に大幅に増加している。その訴訟手続きの圧倒的多数が、裁定や解決に導かれたが、しかし、若干の事例では、仲裁手続きを妨害するために、最初から仲裁協定の履行が拒否されたし、約二〇件について、裁定が、一時的に、ないしは、きっぱりと従われなかったこ

とが知られている (Hanabro, L'Exécution des sentences internationales (1936), II D)。異議の申し立ても提起され——通常、裁判所の「越権」の場合であったが——それは少くとも若干の事件では、かなり根拠のあるものであったが、しかし、一方で、他の場合には、むしろ、不服従のための口実として利用された。疑わしい裁定も、その多くが、結局は、円満解決に導かれたが、或る種のはほとんど信じ難いほどの腐敗が、一八六八年のアメリカ・ヴェネズエラ委員会事件で、アメリカとヴェネズエラの委員について摘発されたことがあった。そこで、この委員会によって下された裁定は、新委員会によって、一八八五年の協約のもとに取り消された。

仲裁裁判所だけが、政府間の紛争を解決する国際法上の唯一の手段なのではない。第一回ハーグ平和会議で常設仲裁裁判所を創立せしめた同条約は、紛争自体には判決を下さないが疑わしい事実を公平で良心的な調査で明確にすることを目的にした国際査問委員会 (International Commission of Inquiry) について規定していた。それは、国際紛争に対する純粹な実情調査を自称する最初の機関で、一九〇五年、その

委員会は、日本への途中にあったロシア艦隊司令官であったロズデストヴェンスキー将軍が、日本の水雷艇と信じて、イギリスのトロール漁船ドッガー・バンク号に発砲したことによって生じたイギリス・ロシア紛争を見事に解決した。二人の漁師が死亡し、相当な損害が発生したのだが、委員会の裁定は、弁償をするようにロシア側に勧告し、同時に、イギリスによって要求された将軍懲罰の根拠を否認するものであった。

平和へのほとんど絶望的な試みが、アメリカの國務長官ブライアンによって、第一次大戦の直前に着手されたが、それは、不正確ながら、時々、ブライアン仲裁裁判条約と呼ばれている「一般平和の促進のための」個別条約の締結を経て行われた。この型の条約では、アメリカ合衆国と締約国は、彼ら間の将来の紛争を、調査のための常設の国際的な委員会に、みずから付託する義務を負い、しかも、その委員会が一定の期間内に報告書を発表するまで、戦争に訴えてはならないとされた。換言すれば、その条約は、「冷却」期間をつくることを目的にしていた。こうした条約が、戦争勃発前に数多く調印され、その後、およそ、二〇が、まずラテン・アメリカ諸

国により、そしてまた、イギリス、イタリア、ロシア、それに、その他の非アメリカ諸国によって批准された。その計画は全面的に失敗に帰したが、しかし、それは、第一次世界大戦直前の時代の不安の徴候でもあった。

### 戦争の人道化

仲裁裁判の発達が、武力紛争を減少させる方向に進路を開拓しているとき、もう一つ別の成功が、戦争の人道化のために国際的手段を通して達成されていた。

既に見たように、一八世紀には、この重大な問題についての国際的な取り決めは、僅かであったし、不十分なものでしかなかった。一九世紀の初期においても、状況は、一層悪くなったとは言えないにしても、以前と似たり寄ったりであった。そして、負傷兵士は、敵味方なく同様に扱うべきであるというフランス革命によって宣言された崇高な考え方も、忘れ去られてしまったかのように見えたが、ラテン・アメリカの歴史の中には、そうした考え方の痕跡が顕著に窺われる。そこでは、スペインに対する戦争において、フランス革命の理論が発憤の源泉であったことが立証された。つまり、ポリ

バル（訳注・一七八三〜一八三〇年。南アメリカの革命家・政治家・軍人）とスペインの指揮官との間で、一八二〇年、トルヒーヨ（訳注・ドミニカ共和国の首都）で結ばれた取り決めにおいて、双方の負傷者を差別なく扱う原則が、フランス革命の由来を示す高尚な言葉でもって表現されたのであった。

事態を改善するための決定的な方向転換をもたらした榮譽は、ジュネーブのジャン・アンリ・デュナン（Jean Henri Dunant, 1828〜1910）の預かるところとなった。カルヴィン主義の貴族の家柄の生まれであった彼は、青春時代から、宗教的・慈善的伝統を熱烈に信奉した。個人的理由で始めた旅行の途中、彼は、ソルフェリーノの戦い（訳注・ナポレオン三世下の仏伊連合軍とオーストリア軍がイタリア北部のソルフェリーノで対決した。）を目撃したが、そこでは、一八五九年六月二四日、三百万のフランスとオーストリアの兵士が戦争をし、互いに四万人の死傷者を出す損害を蒙った。負傷者は、ほとんど介抱されずに放置されていたので、容易に助かるはずの者までが、戦場で数千となく、ひどい苦痛の後に死亡するか、または、生きたまま埋められてしまった。そ

ここで、デュナンは、『ソルフェリーノの追憶(Un Souvenir de Solferino)』という小冊子の中で、人間の良心に大いに訴えるために、彼が見た悲惨な事態を如実に記述し、戦争の際には、国民的連合の国際組織が、相互に政府の協力のもとに、傷病兵の看護のために即座に立ち上るべきだと提議した。その本は、世論を奮起した。有名なジュネーブの或る団体が、デュナンをメンバーとする委員会をつくり、彼の提案を検討するため、政府代表による国際会議の召集を目指すようになったが、彼は、その委員会を代表して、広範囲にわたる運動に乗り出し、彼の計画に対する有力な後援者たちを獲得することに成功した。一八六三年一〇月、会議はジュネーブで開催され、大国を含むほとんどすべてのヨーロッパ諸国が出席した。各代表は、彼らの政府を拘束する権限こそ持たなかったが、デュナンが計画したような国民の団体を国際的に結合させたものを創設することで同意した。多くの歓迎すべき活動の中で、無地に赤の十字——スイス国旗の逆——が、その新機構の特徴を示す符号として選ばれ、同時に、その会議は——元をただせば、これもまたデュナンの提言に帰せられ得るものであるが——負傷兵や軍事病院や軍事医療職員の国際的保護

を確保するための一層野心的な計画を推挙した。この計画は、一八六四年にスイス連邦議会の招請に基づいてジュネーブで開催された政府全権の会議で採択されたが、ここにおいてもまた、デュナンは、その会議の準備のために貢献した。正式には「戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する条約」(Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field)と呼ばれるジュネーブ協定は、赤十字の象徴シンボルを採択し、負傷者、野戦病院、軍事病院、及び、その職員の「中立」を宣言し、負傷者を介抱する私的個人に敬意と自由とを約束した。つまり、昔の盟約のように、野戦病院や病院職員は、彼らの部隊に復帰する権利を与えられた。ジュネーブに代表を派遣しなかった諸国も、すべて、その取り決めに支持するように懇請され、そして、間もなく、イギリス、フランス、イタリア、プロシア、スペイン、その他の多くの国々によって、それは批准された。オーストリアは、一八六六年のケニヒグラッツの敗戦後、やっとな加入した。一八六八年に法王領(訳注・一八七〇年まで法王の支配した中部イタリア地域)が、その当事国になったのが、ヨーロッパ諸国の中でも最後であった。アメリカ合衆国

は、一八八二年に参加したが、それは、この国の歴史のさまざまな段階において、その社会的、道徳的進歩に貢献した理想主義者で、強力な意思をもった女性たちの一人であるクララ・バートン（訳注・一八二一—一九一二年。アメリカ赤十字社の創設者）による長期の活発な改革運動のおかげであった。と言っても、しかし、この国にジュネーブ協定の理想に対する何らかの反対があったわけでは決してない。むしろ、その全く逆である。障害は、バートンの反対者たちのスローガンに用いられたように、ヨーロッパの錯綜する「同盟」から遠ざかろうとする、当時なお旺んであったアメリカの伝統の中に潜んでいた。

ジュネーブ協定の有益な効果は、その締結後に発生した戦争で間もなく現われ、それは、全体として好意的に認知されるに至った。にも拘らず、その成立した初期の頃には、その規定に不慣れた将校や軍医によって、しばしば、協定は侵害されたし、また、或る場合には、疑いなく故意に基づく違反が発生したが、新しい方向への第一歩であったがために、その協定が、不完全にしか機能しなかったというのは当然すぎることであった。例えば、それは海戦には適用されなかった

し、戦争捕虜について規定していなかった。しかしながら、赤十字それ自体は、世界の人道的制度の中でも、最も繁栄する制度の一つへと、すぐに成長して行った。

デュナンは、こうした彼の理想が、幸運な発展を遂げることに関与することが無かった。一八六七年に、過大な空想——それが彼の人道主義的な努力の中では、むしろ、貴重な特質である——が、彼に決定的な職業上の失策をもたらしたために、彼は破産してしまったのである。そして、いまだ十分に明らかにされていないが、何らかの事情によって（おそらく、彼が援助を受けようとはしなかったためであろう）、彼はパリで極端な貧困と失意のままに長い才月を過ごすこととなった。一八七〇年代の初期の頃には、彼のさまざまな発言が、時には夢想的であったにしても、その人道的な進取の精神に支えられて、時々は伝え聞かれたが、その後の一五年間には、彼は公けの舞台から全く消えてしまった。一八九〇年に、再び彼の噂が聞かれるようになったが、それは、スイスのハイデンという小さな町で、或る慈悲深い医者が支払ってくれる少額の生活扶助で、つましく生活し、僅かな人たちから尊敬され、世話を受けながらも、迫害の妄想に悩まされている

というものであった。彼の長い人生の内の、末期の一八年間を、彼は、ハイデンの老人ホームで、小さな清潔な部屋をあてがわれて過ごしていたが、この孤独の時に、彼は、当時広く読まれていたドイツの雑誌の報道記者によって見い出され、その会見記事が発表されたが、その時、彼は六七才であった。こうして突然に世界はデュナンを思い出すことになった。ロシアの皇太后からの生活扶助料を含む、あらゆる種類の贈物と心遣いが、どっと彼の元に寄せられ、彼の六八才の誕生日は、スイスの全国的な大事件となり、しかも、ローマ法王レオナ三世は、彼に銘入りの肖像画を贈った。しかし、デュナンは、住居を離れなかったし、つましい生活様式を変えはしなかった。七三才の時に、最初のノーベル平和賞の半分を授与され、八二才で、隠遁の中で平穏に死んで行ったが、彼の生涯は、彼と同郷の人、ジャン・ジャック・ルソーの人生と同様に、精神的に異常で、ほとんど精神病とも言える人物が、人間社会の非常に価値のある一員であり得るという事実を例証している。

ジュネーブ協定が計画されていた頃、戦争を人道化する方

向への別の重要な足取りが、一八六三年にリンカーン大統領によって発せられた「戦場におけるアメリカ合衆国軍隊の管理のための訓令」(一般規則第百号)を通して印されることになった。その基礎になったものは、ドイツからの政治亡命者で、コロンビア大学の公法の教授であったフランシス・リーバー博士 (Francis Lieber, 1800-1872) によってグロチウスの『節度論 (temperamenta)』風に用意された草案であった。その訓令は、戦場の軍隊の全行動を、厳密な成文法規によって制御する最初の試みであったが、アメリカ合衆国以外の戦争法規にも都合よく影響し、その後の国際的な交渉と取り決めの基盤として役立つことになった。その訓令と赤十字の創立との同時代性は、国際法の転換点としての一八六〇年代初期の重要性を示す極めて顕著な例証である。

戦争の一般法規を正常化し改善するもう一つの試みが、一八七四年、ロシア皇帝アレクサンダー二世によってブリュッセルに召集された国際会議で行われた。それは、完全に失敗に終わったが、しかし、その基本的理念——それは、ロシア側からすれば、どことなくアレクサンダー一世の神聖同盟にまで遡るものかもしれない——は、ニコラス二世によって、ハ

グ平和会議の召集を通して復活された。この第一回会議（一八九九年）で、前にも触れたように、ロシア政府は、専ら軍備制限を要求したが——その措置は、特に財政やその他の理由と係わりがあった。この点に関しては、その会議は再び失敗に帰したが、しかし、常設仲裁裁判所の設立の他に、それは、二つの注目すべき重要な協定、すなわち、(1)陸戦の法規と慣習に関するもの、(2)ジュネーブ協定の原則を海戦に適用することに關するもの、を達成した。その第一の協定は、主に、協定によって保護される戦争捕虜の生命、健康、財産、それに、占領した敵領土における軍事力の行使に関するものであったが、後者の点について、その協定は、占領軍に対し、完全に妨害されない限り、被占領国の法令を維持し、住民の家柄の名誉、諸権利、生命、財産、宗教上の信念、礼拝を尊重し、住民を彼ら自身の国家に敵対する軍事作戦に参加することから免除する義務を課すことによって、占領軍の権限を制限していた。また、その協定の別の人道主義的規定としては、毒薬や有毒兵器の使用に反対する規則、病院や無防備の場所への砲撃に反対する規則、を特に挙げることができよう。したがって、住宅地と、礼拝や芸術、科学、慈善事業などに

アーサー・ニュースボーム『国際法の歴史』（訳・その六）

献じられた建物の包囲攻撃や砲撃については、できる限り控えるべきとされた。

ジュネーブ協定の原則を、海戦に適用する取り決めは、主に病院船の任務と保護、及び、海戦で交戦国の手中に陥った難破者、病人、負傷者に戦争捕虜の身分を拡張することなどを扱っていた。

以上の協定は、三つの“宣言”、すなわち、(1)膨張（ダムダム）弾の使用、(2)一九〇五年までの五年間、気球からの発射体や爆発物による攻撃、(3)窒息ガスや有毒ガスを流布する発射体の使用、を禁止する三つの宣言によって補足された。（“協定”と“宣言”との区別は曖昧である。）この二つの協定と宣言とは、交戦国のすべてが、各協定や宣言（一般加入条項 general-participation clause）の当事国である場合にのみ拘束力をもっていた。宣言のほうはイギリスによって批准されなかったが、しかし、この点を別にすれば、多くの他の重要諸国同様に大国も、協定と宣言の両方を批准した。局外者の中には、アルゼンチン、ブラジル、中国があった。両大戦で、その一般加入条項が、取り決めに適用不能にしまったのは、結局、交戦国のすべてによって、その取り決めが批准さ

れていなかったからであるが、しかし、それはともあれ、交戦国は、大体において、取り決めに遵守することを決めていたのである。

こうした新しい取り決めが、一八六四年のジュネーブ協定の精神に立脚することは明らかであり、それらもまた、戦争法の歴史の中で画期的な出来事を構成するものであった。ジュネーブ協定それ自体に関して、ハーグ会議は、修正の要望を表明したが、その修正はスイス連邦議会の招請でジュネーブで催された国際会議によって、実際に行われた。協定上の規定は、相当に改良されて増大したが、その刷新の中で、交戦国には、平時、または、戦時における許可外の赤十字の使用のようなジュネーブ協定違反行為を、適当な法律でもって処罰することを宣言する義務と共に、死亡、入院許可、その他、病人や負傷者に関する事柄を、相互に通告し合う義務とが課せられた。また別の変革は、特殊な法律上の利害に関するものであった。既に見たように、一八六四年の条約本文は、負傷者、及び、軍の医療奉仕者は、“中立”であると宣言していたが、勿論、これらの者は、実際には中立で無いどころか、彼らの国家への義務に拘束されていたので、中立というより

は、むしろ、敬意と保護と看護とを受ける権利を与えられた。そのため、“中立化(neutralization)”という言葉は、今や削除されることになった。再び、すべての大国と他の多数の国家が批准したが、もし、或る交戦国が、一八六四年の協定のみを批准し、一九〇六年の協定を批准していなかった場合には、前者が、その国を拘束したまま残るものとされた。

一九〇七年にアメリカ合衆国の招請によって、ハーグで第二回平和会議が召集されたが、ロシア政府には正式の招待が見合わされた。その会議の最終議定書は、少くとも一三の協定を包含していたが、しかし、それらは、一八九九年の協定よりも効果的なものではなかった。この一九〇七年の取り決めの内、三つは、第一回ハーグ会議の協定を修正したものであったし、他の、つまり、国際捕獲審判所を提案するものは、批准されはしなかった。また、二つの協定は、陸戦と海戦における中立国の権利と義務に関係していたが、それらは、後の経過に照らして見れば、非現実的と思えるような流儀で、中立国を都合よく扱っていた。例えば、中立国は、交戦国のための武器の製造、輸送、輸出を妨害したり、中立国領土で



の交戦国の電信、電話の使用を制限したりはしないものと期待されていた。また、別の取り決めには、武力交戦の先行条件として、宣戦布告を復活させようとするものがあつたし、更には、既に触れたポーター協約（訳注・前節参照）も、その中に含まれていた。残りの他の取り決めは、海戦のさまざまな局面を扱っていた。その中の一つで、海上戦における捕獲の権利に係属していたものは、とりわけ、公的な性格の郵袋を含む中立国と交戦国の郵袋の不可侵を認めていたが、それは、中立国、及び、一般的には戦時における国際法の効力に関して、当時、普及していた趣向とは別の徴候を示すものであつた。重要諸国の大多数は、以上の一九〇七年の取り決めに同意したが、イタリア——一八九九年の協定では当事国であつた——とアルゼンチンと中国とが局外者であつた（一般加入条項が、その取り決めの中にも付けられていたために、両大戦における成果は、前述したものと同じであつた。）。

国際捕獲審判所の協定案のため、結局のところ、国際捕獲法の公式化を目的に、ロンドンで一九〇八年から一九〇九年にかけて海軍会議が開催されることになつたが、それは、そのような法律が無ければ、目的とする審判所を運用すること

は明らかに不可能だつたからである。その会議は、ロンドン海法宣言、或るいは、略して、ロンドン宣言として知られている取り決めを作成したが、それは、気風としては、またしても、中立国を好意的なものとして扱いつつながら、封鎖、輸出入禁制品、国旗の移転（訳注・船の国籍の移転のこと。ロンドン宣言については第五章参照）、護衛、船舶の臨検等の問題の整理に着手したものであつた。その念入りに推敲された取り決めは、批准されはしなかつたにも拘わらず、多少の法的な意義は達成した。すべての大国によって調印されたために、それは、前文において、その規定が、一般に承認された国際法の原則と実質的に一致するものであると述べていた。そして、第一次大戦のとき、アメリカ合衆国の発議で、初めて交戦国は、その協定を種々の修正と留保を付けて適用したが、しかし、そのような状況は、イギリスとフランスが、その宣言から正式に脱退した一九一六年には終りを告げた。

### 第一次世界大戦

この戦争は、一八三七年のプロシアの義務を継承して、ベルギーの中立保障国の一つとなつたドイツが、その中立を歴

然と侵害したことから險惡な幕開きとなった。他方で、イギリスは、ただちに北海を「軍事地域」(military area)として宣言し、そこを機雷原とすることによって、国際法上、きわめて疑問のあったその措置を正当なものとして処置した。このことは、イギリスの誘導が無ければ、中立国船は、みずから危険を冒して北海に入らざるを得ないことを意味していた。ドイツは、報復手段として、イングランド、スコットランド、アイルランド地域の周辺水域を「戦争地帯」(Kriegsgebiet)であると布告したが、これも中立国にとっては、その水域から排除されたのと同然であった。この措置は、イギリスの一般住民にとっても脅威となったので、イギリスは「長距離封鎖」(longdistance blockade)と呼ばれている措置をもって応酬した。つまり、海路によりドイツと往来する中立国船舶の全水路が、ドイツとの商品の海路入出を妨害することを究極の目的として閉鎖されることになった。その上に、この手段は、封鎖が、輸出入禁制品目録についての、無限にして、かつ、法的に是認され得ない拡張であると解釈される場合を除いては、実効的なものでなければならぬという、承認された原則からの逸脱でもあった。中立国船は、イギリスの支

配港において、臨検と搜索、或るいは、それと同等の措置に従うことになったし、純粹に軍事的な見地から、ドイツは讓歩を申し出ることには無かつたし、また、それはできないことでもあった。逆に再びドイツは、報復の権利に訴えて、その「戦争地帯」を実行する主要な手段として、その地帯で遭遇する船舶ならば、敵船であろうと中立国船であろうと、事前の警告なく魚雷で破壊するという程度にまで潜水艦戦を強化した。と言うのは、潜水艦が、このような事前の警告をすれば、かえって、その潜水艦を攻撃と破滅に晒すことになるかもしれないからである。一九一五年五月七日、イギリスの定期船ルシタニア号の沈没は、以上の戦闘形態の中でも最もシヨッキングな事例であった。しかも、千百名を越える犠牲者の中の多くが、アメリカ人であった。こうした新しい性格を帯びた戦争のもう一つの特徴は、古代法上の戦時徵用権(gangary)が復活したことであった。中立国船は交戦国(特にイギリスとアメリカ)によって徵発されたが、しかし、中立諸国(イタリア、ポルトガル、ブラジル)も同様に、ドイツ船を強制使用することによって、その権利に訴えたのである。

戦争を政府間の争いとして捉えるルソー的戦争概念は、一

八七〇年の普仏戦争の際に有力に説かれたものであるが、それは「総力」戦の概念を全く捨て去ったものであった。ところが、今や、交戦国の国民の生命と健康が、海上の制限によって影響を受けたのみではなく、市民の居住地や一般的に非軍事的な目的に対して、空からの攻撃が次第に始められるようになった。また、私的な敵財産の捕獲や没収が、連合国によって率先して大規模に実施せられたが、これは国内立法を基礎にして行われ、その国内立法は、敵国民の抑留をも規定するものであった。

中立権の侵害は、ナポレオン時代におけるよりも、ずっと顕著にさえなっていた。軍事地域や戦争地帯の設定、長距離封鎖、無制限潜水艦戦は、参戦する以前のアメリカ合衆国を含めた中立諸国によって旺んに抗議されたが、しかし、結局、そうした中立諸国に対する圧力は押えようもなかった。多くの中立国が、自国の消費に関して、ドイツの通商関係をすべて断絶することを狙いとする交戦国からの「支給」に頼らざるを得なくなった。こうして、第一次世界大戦は、中立法規を弱体化する方向へ、明確な趨勢の始まりを画したのであった。

しかしながら、一般的に言えば、第一次大戦で国際法の全部が放棄されたのでは決してなかった。重要性の少ない付随的事件を除けば、使節の不可侵権や外交特権は、一般的に尊重されたし、概して国際法は、広く中立諸国の政策の指針として、また、一般に認められた正当な根拠として、依然、役割を果たしていた。条約をめぐる国際法に関しては、交戦国は、みずから、ジュネーブ（赤十字）協定や陸戦の法規慣例に関するハーグ協定、更には、その他の国際的取り決めを遵守することを公言したが、全般的に彼らの実際の行動は、その主張とは一致していなかった。明らかに、双方の側に違反が頻繁に起こった。しかし、多くの場合に、その基礎にある事実と、その正確な解釈とが、不確かで、議論の余地を残していたし、誤解が、しばしば、事実から離れた性格のものになっていた。しかも、各協定の幅広い術語が、怖い行為に対して、幾分か、もつともらしい法律上の口実を与えていた。確かに、国際法は、第二次世界大戦の場合よりも高度の尊重を享受していたけれども、第二次世界大戦の場合でさえも、最後の苦悶の数ヶ月前までのヒトラー政府は、或る程度まで、ジュネーブ協定に基づく義務を遵守したし、戦争捕虜に関する限り、

ハーグ協定下の義務に従っていたのである。

### 国際法の学説・実証主義者の傾向

国際法という学問にとって、十九世紀は、実証主義の旺んな時代であった。このことは、まず第一に、自然法概念と、それと同性質の正戦概念とが、あらゆる点で放棄されたことを意味しているが——放棄の過程の終末は、既に指摘したように、一八世紀に始まっていた。そこで今や、国際法という学問が、法律上、裁判上、はっきりと考え出され、それは、哲学や神学や政策の問題や自然法の成分であったすべてのものから分離された。一般的には、現実の国際法と在るべき国際法との間には、明確な境界線が引かれ。更に、外交業務の方法と技術——すなわち、外交——は、国際法から区別されたが、外交機関の法律関係を探求するのに適当な学問性は、国際法に残されていた。法律の領域内の区分もまた行われた。国際法の諸問題の中にある私法概念の全般的な不適當さが認められるようになって、ローマ法典の参照が学問上の論議から消えて行った。国際私法については、若干の論者が、依然として、それを国際法系列の著書で扱っていたが、そうした

扱いは、あまり成功せず、明らかに国際私法は、独立の学問としての地位を取得していた。この二つの学問の分離の結果として、国際法と国際私法との間の相違を表わす「国際公法 (public international law)」という用語が通用するようになった(それにも拘わらず、「international law」という成句が一般に「law of nations」の同意語として残っていた)。

そうした学説の浄化は、国家の慣行についての要求にも反映した。外交上の取引きにおける急速に成長する国際法の役割は、拜謁の時代遅れの教義と方式の近代化を焦眉の問題としたが、国際法という学問が、人間の問題を調節するにあたって、その特別の職務を最もよく果たすためには、技術的に洗練されなければならなかった。

国家慣行の変化の他に、法律上、ないし、政治上の幅広い思想の動向が、実証主義の進行に影響を与えていた。自然法をめぐる賛否両論の闘いが、法律学と政治学の前面に出てきて争われ、かつて自然法学説が、かなり目醒しい勝利を治めていたヨーロッパ大陸で、やはり、それは挫折したばかりか、全く評判を悪くしてしまった。政治的偏見が、こうした現象の一要因であった。つまり、フランス革命に概念上の武器を

供給した自然法は、反革命の理論家たちにとって、御しやすい目標となった。更に、自然法学派の思弁的な方法は、自然科学が観察と丹精をこめた調査の価値を顕著に論証した、その世紀の知的雰囲気と、ほとんど調和しなかった。国際法においてもまた、理論は、確実な事実を土台にして基礎付けられねばならなかった。

しかしながら、事実の集合は、探求心を満足させることはできなかつたので、かつて、あまり成功はしなかつたが、ラシエルによって試みられたような、実証主義の理論的根拠を確立することが必要であつた。そこで、再順応の新しい試みが、イギリスの“分析”法学の創始者であるジョン・オースチン (John Austin, 1790~1859) によって始められた。ホッブズに倣って、オースチンは、“正しく法と呼ばれるもの”——彼の説によれば、それこそ、法律学にとって唯一の適切な対象——を、君主に従属する人間に対する、君主による命令であり、服従を強制するための君主の能力の中に存在する君主の至上権の本質であると定義した。だが、その結果、国際法は、“正しく法と呼ばれるもの”ではなくなくなってしまった。何となれば、国家を超越して、命令への服従を強制し得る権

威と権限をもった優越者は存在しないからである。そこで、オースチンは、国際法を、法に非ざるもの、つまり、名譽や上流社会の規則ルールのような“実証的道德”として分類した。(“実証的”とは、“実証的国際法”という成句のように、“自然的”、または、“思弁的”の反対を意味している。) “実証的道德”の法則はすべて、“社会の何らかの階級の全体意見によって課せられるもの”であり、殊に、国際法は、さまざまの国家から形成される大社会の意見によるものであつた。だからこそ、国際法は、“広く国家間に通用する意見と感情とから構成される”とする。しかしながら、オースチンは、国際法は“国土の法 (the law of land)”であるというイギリス的概念を知っている。したがって、彼は、国際法が、正しく法と呼ばれるものになること——すなわち、国内法になること——を認め、或る程度、その規範ルールが、一定の国家の法廷や立法院に採用されていることを認めているが、オースチンの体系の中では、自然法は全く無視されている。

オースチンが、国際法の否認者でなかつたことには注目する必要がある。彼は、“国際法”を全般的に支配している法則の存在や価値や効力を、決して問題にすることがなかつた。

彼の問題は、分析と分類の問題であった。この尽力の中で、彼は、自然法を拒絶した場合と同様に、サヴィニィの名前と結びつき、しかも、彼が抜かりなく研究したドイツ法学によって影響を受けていた。

オースチンの著作は、彼の一身上の困難さによって損なわれており、重要性の多いものと少ないものとを区別する能力や性向を、あまり持ち合わせていなかった彼は、いつとはなしに過労と混乱に陥りがちであった。それは、結果として、専門的な学問上の哀れな失敗と個人的な不満、それに、心的な抑圧とを惹き起こすことになった。彼は、一八三一年、および、一八三二年に、彼の基本的な見解を発表したが、しかし、ほとんど晩年までの三十年間を通して、彼は、自らの体系に、首尾一貫した統一的な形体を与えることには成功しなかった。法律学に関する彼の講演は、彼の死後に、その遺稿の資料から集められて編集されたが、その書物の内容は、一様ではなく、重複しているし、また、過度に散漫で、そっけないものである。その上、彼の理論が、今日に至るまで、国際法と政治学の文献の中で際立った地位を保持しているということは、オースチンの思想に内在する特質への賛辞ではあ

るが、しかし、国際法と名誉と時流とに対する、彼の明らかな総括化は不十分なものになっているし、一般的に受け入れられてはいないのである。

半世紀以上も経過してから、もう一つ別の努力が、実証主義者の角度から、国際法の基本問題に取り組みされた。これは、ハイデルベルクの公法の教授であったイエリネック (Georg Jellinek, 1851-1911) により一八八〇年になされたものであった (Die rechtliche Natur der Staatenverträge (1880))。彼は、国際法の拘束力を解明しようとし、そのため、本来の意味での法としての国際法の特徴を、主権国家は相互に法律関係に入ることにより“自己規制”の行為をもって国際法に自らを従属させるため、国家は、その法を犯すことなく、いつでも自らを拘束から解放し得るといふ仮設によって説こうとした。しかしながら、このような自由を取得し得る自己規制というものは、国際法にとって健全な基盤を申し分なく提供することはできなかった。だから、もう一人のドイツの法学者トリーペル (Triepel) が一八九九年に“国際法と国内法” (Völkerrecht und Landesrecht) と題して発表した著作のほうが、もっと重要であった。トリーペルによれば、その二つ

の法は、基本的に根底から違っている。国際法は、国家間の関係を規律するのに対して、国内法は、個人間の関係(私法)と個人対国家の関係(公法)に関するものである。国内法が、特定の国家の意思から派生するのに対し、一方の国際法は、その根源を諸国家の共同意思の中に見出す。国際的な法と国内的な法とは、いわば、異なる平面に位置しており、国際的な規範は、それ自体では、国内的なルールが国際法の中でもっているような効果を、ほとんどもち合わせてはいない。国際法に国内法における効果を与えるためには、殊に裁判所にとつては、国家の立法行為による国内法上のルールへの転換がなされなければならない。その後においてのみ、裁判所は、それを適用するように拘束される。これは、国際法の“二元論的”学説である。それは既にオースチンによって提示されていたが、しかし、トリーペルは、それを、国家の実際の慣行についての豊富な考証に基づいて、十分念入りに仕立て上げたのだった、国際法それ自体の分析においては、彼は、そう好運に恵まれたほうではなかった。トリーペルによれば、国際法は、諸国家が、そのすべてによって遵守されるべく同一のルールを規定した“取決め”(agreements)に依存してい

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

る。すなわち、国際法は、トリーペルが、プフェンドルフやラッセル同様に、“暗黙の”取決めとしての慣習を、それに含めていたことを除けば、“立法”条約として知られているものに依存している。それ故に、諸国家の“共同意思”に基づく国際的なルールは、一方的には変更され得ない。換言すれば、それは拘束力を持っている。しかし、何故に諸国家のコンセンサス(合意)が、それぞれの特定の国家にとつて取り消され得ないのであろうか。この点について、トリーペルは、法律上の問題ではなく、したがって、彼の議論の範囲外だと言明している。彼は、基本的な問題について答えを出さないうまにしているが、それにも拘らず、トリーペルの研究は、広い関心に遭遇したし、数ヶ国語に翻訳されているのである。

実証主義者の傾向と成文化の趨勢とを連想することは可能であろう。定義によれば、法典とは、法の予期される断片を構成するルールの、権威的で、しかも、余すところの無い、少くとも包括的な固定である。実証主義が、この種の企画を好むのは、法典編集が成文化されたルールの“実証的”源泉を確立するからである。確かに、国際法の断片的で不確実で疑わしい性格は、この分野における法典編纂の企画に対する

障害であつたろうが、しかし、熱意のほうに難点よりも勝つていた。“international”（国際）という用語と“codification”（法典編纂）という用語の発明者であつたベンタムは、夢想的で平和主義的な気質の人ではあつたが、一八世紀の末まで、国際法の成文化を心に描いていた。成文化の實際の試みは、それよりずっと後になつて始まり、一八六八年に、ブルンチェリ（Johann Caspar Bluntschli, 1808～1881）の『法典として示した近代国際法』（Das moderne Völkerrecht als Rechtsbuch dargestellt.）が公刊された。全分野にまたがつて、確実な根拠のあるルールを提示することは不可能であつたが、彼は、法と考案されるものとの間に境界線を引くことなく、自らが賞讃に価する見解であると認めたものをもって、多くの透き間を充填した。その著書は、大變な成功を収めた。ブルンチェリは、並みはずれて高邁な人物でもあつた。チューリッヒ出身のスイス人であつた彼は、本国において偉大な学者となり、政治的にも出世をした後に、ハイデルベルク大学の政治学の教授になつた。著名な歴史学者、政治学者であつたことに加えて、彼は、自由主義的、かつ、世界主義的な見解を抱く宗教上の指導者でもあつて、過去においてと新たに

忠誠を捧げた二つの国家を遙かに超越した友情と尊敬とを享受した『良きヨーロッパ人』であつた。彼の法典は、彼が六〇才になつた一八六八年に公刊されたが、それは、高尚で教養のある知性の円熟した表現として迎えられる。一八八五年、国際法に関する広範な論文の著者であつたブラディエル・フォデレ（Pradier-Fodère）は、ブランチェリの著書について、幾分か羨望的には見えるが、『外交官により、また、職業上、国際法について何らかの理解をもつことを義務付けられているすべての人たちにより、利用される、今日、ほとんど唯一のもの』として明言しているように、その著書は、ドイツ語で三版、フランス語で四版になつたし、スペイン語（メキシコの学者による）、ハンガリー語、ロシア語、中国語に翻訳された。この時期のおびただしい数の法典編纂者の中で、同程度に傑出した人物は他には見当たらない。

#### 思弁的傾向と国際私法

実証主義は、その際だつた優勢にも拘わらず、この時期に完全に支配したわけではなかつた。ドイツの哲学者ヘーゲル（Georg W. F. Hegel, 1770～1831）は、その『法の哲学』



(Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821) の中で、国際法について、簡潔ではあるが印象的な一節を割り当てているが、そこで、彼は、国家を、至高の、と言うことは要するに、天賦の、存在として説いている。すなわち、国家を媒介して、“世界精神”は、それぞれの国民精神の中に体现されているが、国家を道徳上の理念の権化とすることによって、自からを展開させる。したがって、この形而上学的概念の法的な帰結は、こうした高尚な実体間の法的な絆なの二律背反となる。そこで、特徴として、ヘーゲルは、国際法についての論議に、“対外的公法”(Äusseres Staatsrecht)という見出しを用いているが、この名辞は、元来、国内法を意味していると思う。しかし、彼は、また、“国際法”(Völkerrecht)という名辞を、意味を明確にしないで使用しているので、彼の二つの名辞の間には、意味の違いが無いように思われるし——ヘーゲルは、法律上の厳密さには、ほとんど関心が無かったように思える。彼の“国際法”の原則として、彼は、まず、条約は守らねばならない(sollen gehalten werden)と述べているが、しかし、同時に、条約の本質(Wirklich werden)は、専ら締約国の特別の意思の中に存在すると彼は主張する。

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

つまり、国家は、「それらの契約を超越して」いるのである。それ故に、“あるべきこと(当為)”は、法律上の意味も、道徳上の意味ももたず、それは、国家の形而上学的な若干の特質を根源とする、ということになる。

この他には、ヘーゲルは、彼の言う“国際法”の一つの法則、すなわち、相互に承認し合っている国家間において、戦争の場合にさえも拘束力を持続し、平和の回復を可能にするルールだけを提言している。この前提から、彼は、使節が尊重されなければならないこと(戦時においても同様)と、戦争は、“国内の諸制度”や平和的な家族生活、それにまた、私的な立場の人間に対して、遂行されるべきではないことを結論付ける。こうしたルソー的な主張は、ヘーゲルの前提からは当然に出てくるものではないし、現実とも一致していない。その上、使節についての彼の所見は曖昧である。しかし、彼の思想の前進する波動の中では、こうしたことは、明らかに戦争への嫌悪を、幾分か減少させることを意図しているために、詳しい説明がなされていないのである。彼の洞察の核心は明確である。彼の“国民精神”の化身としての国家は、それ自身の基準のみを信奉し、かつ、その特別の利益や状況

に従い、それ自身の美徳を目的にして導びかれなくてはならないのである。ヘーゲルは、他国の内部で進行していることに、国家は無関心でいられるはずがないと説くことによつて、内政干渉への門戸を解放する（もっと正確には、こうした国内の動向は、その国家に対する承認の撤回を正当化するとされる）。平和に対する人間の欲望を、彼の体系の中で、ホップズよりも極端な形では完成させてはいないが、ヘーゲルによれば、戦争は、発展上の必然であり、不可避な紛争の解決策として考えられており、それは国民の道徳的健康を助成するのに役立つものとされる。結局のところ、平和は、不潔な淀み（Versumpfung）を意味するのである。

大体において、哲学と政治学に対するヘーゲルの衝撃とは裏腹に、彼の教義は、国際法の文献の中で、特にドイツの外では、ほとんど反響を及ぼしてはいない。しかも、ドイツにおいてさえ、国際法に関する彼の教訓は、おそらく、第一次世界大戦前の時代の若干の極端なマハト（Macht）論者を除いては、信奉者を見出しではないのである。

ヘーゲルの形而上学的教義とは何の係わり合いもない、きわめて伝統的な「国際法」の教義が、国際法の文献の中で、

決して全面的に見捨てられたわけではなかった。一八八三年に、エジンバラ大学の自然法と国際法の教授であったジェイムズ・ロリマー（James Lorimer, 1808～1890）は、昔の学説に従った国際法の、何となく当惑させるような体系の『国際法原論』（*Institutes of the Law of Nations*）を発行したが、ロリマーは、道德と不可分の、神聖かつ不変の自然法の理念に戻り、正義と慈愛を古い形式ばった学説と調和させる。人間法（human law）というものは、この自然法の単なる「宣言」にすぎないし、国際法は、『各国家が、その解釈を決定するので、自然法同然』である。しかしながら、自然法上の法則は、自然の事実から必然的な帰結であり、その事実——すなわち、力関係——は、国際法の有力な原理（「事実上原則」）からの必然的帰結である。それらは、ロリマーにとって、造物主による宇宙の秩序についての啓示であり、自然法を自然的な生活の法則に喩えることによつて、彼は、法学を「自然科学の一分野」と呼んでいる。

事実上原則（*de facto principle*）に従つて、ロリマーは、国家は、事実において不平等であるので、国家間には平等はあり得ないと考え、その代りに、彼——国内政治における平

等選挙の猛烈な反対者であった——は、国家が、現実の力に  
よって評価される権利をもつことを提議したが、その国家の  
力には、“道徳的、知的特質”のような要素までも含めてい  
る。同じような事実上の要件は、国家の承認の場合にも説か  
れており、“劣悪な特質”の国家は“部分的承認”を得るにす  
ぎないのであるとする。しかしながら、客観的要素を別と  
しても、承認は、主観的（道徳的）要素、すなわち、承認を  
受ける側の、それに答える意思に依存しており、ロリマーが  
（一八三三年に！）主張した、このような意思是、マホメット  
教や非キリスト教の国々には期待できないし、しかも、彼は、  
ローマ・カトリック教には不安を感じていた。もっとも、彼  
は、それを“死にかかった”ものと考えていたので、最早、  
危険なものとは見なしていなかった。承認は、また、世俗的  
な理由、たとえば、フランス革命や、或るいは——彼が示唆  
している——“共産主義や社会主義”によって実行されたよ  
うな“不寛容”を理由にして、否認されることがあり得るが、  
被承認国の権利の本質は、自由な行動に対する権原（title）、  
すなわち、国家の相互の独立という一定の枠組の内部で、国  
家の能力を行使するための権原にある。しかしながら、それ

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』（訳・その六）

は、拡張と征服の権利を含んでおり、この観点で、ロリマー  
は、“進歩的”と“退歩的”な国家について意味ありげに述べ  
ている。戦争は、このような自由を追求するために行われる  
場合には正当化され、また、干渉もロリマーは奨励する。事  
実上原則によって、「条約は、人間を創り出すことができない  
のと同様に、権利を創り出すこともできない」という、人を  
困惑させるような記述でもって、条約義務の効力を問題にし、  
しかも、それは、著者により、権利終了のための条約は、そ  
の基礎にある事実関係が、新しい関係のために変更させられ  
た場合にのみ、可能になるという不明瞭な所説だけを通して  
推稿されるのである。ロリマーは、仲裁裁判には、ほとんど  
信頼を置いておらず、そのため、仲裁裁判に好適な紛争が、  
「これまで外交によって、まさに確実、かつ、経済的に、しか  
も、きわめて敏速に処理されなかった」ことが、彼には不可  
解であった。

ロリマーの逆説的で後向きな、しかも、ひどく偏見をもつ  
た教説に、これ以上深く立ち入ることは無用である。それは、  
結局、どこにも受け入れられなかったように思われる。しか  
しながら、ロリマーは、明きらかに強い個性の持ち主であつ

たので、若干の著名な同時代人に感銘を与え、そのために、国際法のイギリスの文献の中で、スコットランド的思考の代表的人物として、或る程度の名声を保っている。実際問題として、ロリマーの正統派的な自然法学説についての復唱は、ジェームズ一世の「イエズス会の信徒は、清教徒の法王制信奉者以外の何ものでもない」という警句風の意見で、よく知られているスコットランドのカルヴィン主義と形式ばった教義との類似性を、はっきり感じさせる。他方で、その事実上原則は、スコットランド的イギリス人の経験主義から発生しており——ヒューム（訳注・一七一——一七七六年、イギリスの哲学者、歴史家。「人間悟性論」）はスコットランド人であった——、更には、社会科学の問題を、物理学や自然科学の見地から扱う一九世紀的傾向からも発生している。しかしながら、ロリマーの思想の二つの要素は、うまく混合していないのである。だから、彼が強調したように、哲学と神学とを分離することの無かったスコットランド哲学の常識派の使徒として、ロリマーが、みずから呼んだことの中には<sup>アイロニー</sup>皮肉が感じられるのである。

普遍的な平和のための個人的設計は、この時期には、最早、目立ちはしなかった。それらは、政党や政府に影響を与えるために、戦争に反対する世論を動員することを目的にした大集団の組織的行動によって取って代られた。その動向は、一八一五年に、ニューヨークの商人であったデヴィッド・エル・ドッジ (David L. Dodge) によるニューヨーク平和協会の設立をもって始まったが、デヴィッドは、宗教上の立場から、戦争を率直に非難した。また、一八一五年という年には、アメリカで、他に二つの平和協会の設立が見られた。一八一六年には、永久世界平和促進イギリス協会が、ロンドンで創設された。パリも、一八二一年には、或る平和協会の所在地となったし、一八三〇年には、ジュネーブも、そうであった。一八四三年には、第一回国際平和会議がロンドンで開催された。二〇世紀に平和主義と呼ばれるようになった、このような動向は特にイギリスとアメリカ合衆国とで熱心であって、その圧倒的な傾向は、宗教的、かつ、急進的で、何らかの軍事奉仕や軍事活動の支援・準備に反対した。クリミア戦争で最高頂に達した政治的諸事件は、平和主義に反対する世論を産み出したが、その後の南北戦争は、アメリカの平和主義者

たちの間に激しい軋轢を惹き起こした。一九世紀の終わり一〇年間には、主に、成長する社会主義政党によって、平和主義者の教義が採択されたことを通して、平和主義の復興もたらされたが、同時に、その宗教的、かつ、急進的な主張は、特に国際紛争についての仲裁裁判の義務的な採用を志向する幾分か建設的な態度に、譲歩するようになった。それにも拘わらず、平和主義者の活動が、国際法に与えた実際上の効果は、この時期には、ほとんど認められなかった。赤十字とジュネーブ協定は、平和主義者たちの業績ではなかった。デュナン (Jean H. Dunant, 1828~1910) が、彼の創造力に富んだ時期に、平和主義者のグループや考え方と接触を持っていないことは明きらかであり、彼は、彼の計画の基礎を、戦争は、おそらく避けることができないという信念に置いたのであって、事実、そのために平和主義者たちは、彼へのノーベル賞授与に反対したのである。パリ平和条約の議定書の中で、各全権委員が、国家は武力に訴える前に、もし、事情が許すならば、友好国の善意の斡旋に頼るべきであるとの願望を表明したことにより、その議定書に対する信望は、平和運動に役立っていると主張されているが、しかし、これは実際には

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

貧弱な成果であろう。国際法の中で、平和主義運動に由来することの明白な発展が現われたのは、やっと次の時代になってからであった。

国際私法にとって、一九世紀は、重大な新しい発達、殊に「国籍原則」の採用を、発生せしめるに至ったが、その国籍原則は、パスカル・スタニスラオ・マンチニ (Pasquale Stanislao Mancini) によって『国際法の基礎としての国籍』(Della nazionalità come fondamento del diritto dei genti, 1851) と題するテューリン (トリノー) 大学教授就任講演で初めて発表されたものであった。国家の中に統合された民族という概念は、フランス革命において具体的な形態と現実性を獲得した後、それは、政治上の隔離と逆行的な正党主義者体制とを打倒するために努力した、その後の革命的な動きの中で有力な酵素となったが、統一的な政体の中で体现される民族の概念が、イタリアほど魅惑と威力を發揮した処は、他にはどこにも無かった。イタリアでは、外国の列強オーストリアによって、ロムバルディとヴェニスとが支配されたために、領土の分割という災難が最悪の状態になっていた。こうした

事情から、そこでは、すべてのイタリア人が外国の支配から解放されて、自由な状態の中で統合されるべきだという考え方に基づいて、革命的な政治計画が展開された。この大きな目標は、まさに政治的不統一の保持を当てにして存在する全く反動的政治の抵抗を、イタリア人自からが押し砕くことによってのみ達成され得るものであったので、統合のためのイタリアの動きは、はっきりと自由主義的で民主的な傾向を帯びるに至ったが、それは、国際的には、コスモポリタン顯著に世界主義的な色彩を呈していた。

このような傾向は、他の近代的革命においても見い出されるが、それらの政治上の教義から法律上の教義への転化は、とりわけ、イタリアで始まっており、それは、裁判形式に対する偉大な伝統に根差すイタリア人の特別の性向に関係しているのかもしれない。マンチニによれば、国際法は、諸民族間に、すなわち、自然的、歴的要因（領土、人種、言語など）や、その中でも最も重要な要因である共通の民族意識によって政治的に統合された共同社会間に、広く行われる法である。このような民族は、国際法のもとに国家へと組織され、他の民族から独立して、しかも、対等に生活する権利を与え

られているものと彼は考える。こうした彼の考え方は、急速にイタリア人の思考を捉えることになったが、しかし、国家よりも民族を国際法の主体として認めることの不可能と、おびただしい種類の人間集団に、民族についてのマンチニの漠然とした定義を当てはめることの極端な困難さのために、彼の考え方は、間もなく欠陥のあることが判明した。

それにも拘わらず、マンチニの教訓は、彼が初め意図しなかつた分野、すなわち、国際私法の分野で、大きな成功を獲得した。国際的な法律関係における国籍原理の支配から、彼は、人間の身分をめぐる問題（例えば、結婚や離婚訴訟、及び、遺産相続の問題）では、その人間の住所よりも国籍に関する法が支配すべきであり、また、その他の重大な事態、例えば、契約に適用される法の決定のような場合には、当事者の国籍が、一定の重要性をもつ、という結論を引き出した。

一八六五年のイタリア民法典が作られたときに、イタリア内閣の一員として、マンチニは、彼の理論を法律として制定させることに成功したが、それ以来、国際的な法律に関する学問においては、法典の中に表示されたマンチニ的な提議が、学問上の決定的な言葉として広く見なされるようになり、そ

れらは、多数のヨーロッパ諸国の立法機関や裁判所によって、更には、日本やブラジルの法典によってさえ、大いに受け入れられたのであった。次の世紀の時代に、趨勢は、再び住所を望ましい基準として回復させる方向へと向ったけれども、マンチニの国籍原理のように成功した法律理論の実例を、他に見い出すことは困難に違いない。彼はまた、国際私法についての多辺条約が望ましいことを、最初に力説した人であつて、彼の提示した線に沿つてなされたイタリア政府の努力は、失敗には帰したが、後の国際私法に関するハーグ条約は、マンチニの提案に由来するものである。

ヒットラー・ドイツの人種概念が、マンチニ学説と共通するところは、ほとんど無い。マンチニが想定した民族は、単に人種上の単位としてではなく、或る精神的、道徳的な単位としてであり、その単位の中で、人種は一つの要素にすぎず、決して必要欠くべからざるものとはされていない。もっとも重要なことには、イタリア的概念は、イタリア人や他の人々に対する人種的優越を帯びるところか、既に述べたように、それは、民族の平等を要求する自由主義的、世界主義的なものであった。

ドイツ法律学の歴史学派の有名な創立者で、主要な代表者であつたサヴィニイ (F. K. von Savigny, 1179-1861) によつて出版された国際私法の著名な研究においてもまた、自由主義的な概念が説かれている（「現代ローマ法体系」。System des heutigen römischen Recht, Vol. VIII, 1849.）。彼は、外国人と自国民の平等な扱い、ならびに、一ヶ国以上に関係する訴訟の場合には、どのような裁判権に訴えようとも、同一の法律制度の適用を保障するようなルールの採用とを主張したが、彼の研究は、過去の形式ばつた「成文法」理論に致命的な打撃を加えることになり、マンチニの教義とは異なつて、英語諸国でも認められるに至つた。

マンチニとサヴィニイに共通な仮説は、国際私法についての規範は国際法から生ずるべきであるという点にあつたが、それは結果的に、ヨーロッパ大陸の学界で支配的なものとなつた。それが衰微したのは、国際私法上のルールは、条約に明規されない限り、国内法によつてのみ決定されるという信念が、ますます拡がった次の時代になってからのことであつた。その点、衰微するまでの概念には、国際法の効力についての過大な信頼が、言外に表現されていたわけである。

## 体系的な論文と学問上の組織

この時代の初期に、クリュバー(J. L. Klüber)の含蓄に富んだ論文『ヨーロッパ近代国際法』(Droit des gens moderne de l'Europe, 1819.)が、国際的な承認を、特にロシアで獲得したが、ロシアでは一八二八年に翻訳が出版され、一八八〇年まで、ロシア語で利用できる唯一の体系的な国際法の論文としての地位を保っていた。クリュバーは、マルテンス同様にフランス語で著作したドイツ人であり、また、大体においてマルテンスの信奉者でもあった。彼の著書は、独創的な思想という点では目立ちはしなかったが、その値打ちは、豊富な考証性にあった。特徴として、彼は、国際法を外交の分野として説明し、それにより、彼は、マルテンス同様に、国際法を認めてはいたが、その実証主義的な性格を強調している。

それ以上に高い評価は、ベルリン大学教授ヘフター(A. W. Heffter)によって一八四四年に刊行された『現代ヨーロッパ公法』(Das europäische Völkerrecht der Gegenwart auf den bisherigen Grundlagen.)という著作に捧げられねばならな

い。それは、一九世紀において最も成功した体系的な論文となり、その書物は、八回も版を重ねたが、その内の二回は著者の死後に出版されたものであった(一八八一年、及び、一八八八年)。フランス語での出版は、四版まで行われたし、更に、その本は、ギリシア語、ハンガリー語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語に訳出され、しかも、それは頻繁にイギリスやアメリカの著者によっても引用された。ヘフターは、その論文を、晩年の一八四〇年代に書いたが、その頃には彼は、既に民法の教師、及び、著者として、また、上告裁判所判事として、非常な令名を勝ち取っていた。その論文は、国際関係に私法概念を適用する性癖によって、思想的には昔の学派との類似を示しているが、しかし、それは、<sup>バランス</sup>均衡のとれた判断による円熟した作品であり、正確、かつ、簡潔な表現をした作品である。自然法を難なく念頭から払拭させることによって、その書物は実証主義後代の形体を例証するものとなっている。ヘーゲルの系統の幾らか非本質的な僅かな意見を除けば、そこには、哲学的見解というものは存在しておらず、その論述は厳密に法律上のものであり、しかも、国際法に限定されていて、進歩的な気風を表わしている。かくて、



ヘフターは、征服についての昔の混成概念を斥けて、領土の真の取得と、軍事占領との差異を明確にさせることによって、敵領土における占領者の権限について、非常に慈悲深く公正な考え方への道を開拓したのである。

同様にドイツで案出されて、この特に民法の領域で先駆をなしていた、時代末期の傑出した論文は、当時、刑法と犯罪学の指導的な権威者として広く知られていた、ベルリン大学教授で著名なドイツの自由主義者リスト (Franz von List, 1851～1919) の『国際法』(Das Völkerrecht) であった。学識と気高い、真に超国家的な精神でもって印象付けられる、その書物は、ドイツ語で一二回も版を重ね、最後の版は、著者の死後になったが、フランス語、スペイン語、ポーランド語、ロシア語 (ロシア語では少なくとも四回出版された) に翻訳された。彼自身によって改訂された最後の版 (一一版) は、一九一七年に出版されたが、その中で、リストは、ドイツの戦闘行為と共に連合国側の戦闘行為に対しても、批判を公平に割り当てようと試みている。彼は、「自分自身の欠点については、隠すか、言い訳をするが、相手の欠点については尾ひれを付けて誇張し：一方の側に奉仕するだけで、その義

務を果たさないような法律学教科書」を嫌悪し、同時に、「科学的客観性に対する非常に真面目な努力」を強調しながらも、リストは、その彼の努力が、諸事件に彼が余りにも密着しすぎたと感じたがために、到る処で必ずしも成功を収めなかったことを告白しているが——それが敢えて戦時に述べられたという点で、二重に注目すべき意見であった。

この時期に、フランスは、むしろ、ドイツ以上に国際法学の促進に尽力したが、しかし、フランスの貢献は、必ずしも体系的な論文によって十分に反映されてはいないのである。フランスの最も光彩を放つ著作は、八千頁以上から成り、最後の部分が未完となったプラディエル・フォデル (Pradier-Fodère) の八巻の『欧米国際公法』(Droit international public européen et américain, 1885～1906)。「最後の巻は著者の死後の出版」であった。ヘフターの著書とは異なり、その作品は、現行法に加えて、在るべき法をも論及し、国際私法に関する長い論文をも包含しており、本文の到る処に、過去と近代の両者の著者たちからの夥しい引用が挿入されている。しかしながら、その著者は、実際にはフランスで利用され得る資料のみに精通しており——企画のわりには、基礎が余りに狭く

なっている。それに、彼は、目立って新しい意見を提示したわけではなかった。彼の甚大な努力にも拘わらず、彼の論文は、フランスを初め、他の処でも、ほとんど権威を認められるまでには至らなかった。

それに対し、この時期のイタリアの代表的な作品であるパスカル・フィオーレ(Pasquale Fiore)の『國際公法論』(Trattato di diritto internazionale pubblico)のほうは成功を収めていた。すなわち、それは三版まで出版され、フランス語とスペイン語とに翻訳された。しかし、その価値は、さまざまな理由で問題にされている。それは、きわめて学問的アカデミックな性格を帯びた論議に、無遠慮にも余りに多くの紙幅を費やしているので、実際の知識については十分な提供がなされないのである。しかも、著しく抽象的で、まわりくどい論述は、一九世紀の、また、或る程度まで、二〇世紀の、イタリアの法律学の典型であり——それはイタリア法律学に、かなりの影響力をもっていた堅苦しい思考法の一つの残滓でもある。

スペイン語による著者の中では、われわれが、既に名前にはお目に懸かっているアルゼンチンのカルロス・カルボー(Carlos Calvo, 1824~1893)が最高の名声を獲得していた。

彼の『理論と現実の國際法』(Droit international théorique et pratique)は、一八六八年版がスペイン語で、その後はフランス語で出版されたが、非常に影響力のある論文の一つとなった。それは五版にまで達し、最後の版は一八九六年であったが、そのときには、当初、二巻であったものが、六巻にまで殖えていた。それは、また、中国語にも翻訳された。その大陸的なヨーロッパの学風を思わせる著作は、法律上の分析としては、決して注目に値いするものではなかったが、しかし、それは、貴重な(ヨーロッパとアメリカの)物的資料についての面倒な整理と歴史上の記述とを、体系的に呈示していた。つまり、実証主義者の傾向を立証しているのである。それは、ラテン・アメリカ的見解を披瀝したものであるため、それまでの隙間を補填することにもなった。その権威は、著者の政治家としての評判によって大いに高まったが、カルボー自身は、特定の「アメリカ國際法」の一派からは、自からを切り離すことによって、注目すべき独立心を見せていた。

慣習法(Common-law)諸国では、教科書や論文の著者たちは、一般的に、ローマ法(civil-law)集団グループに所属する著者

たちよりも、理論に、あまり関心をもっていなかったが、他方で、論文と事例の研究と分析とによって実証主義的方法を大いに改良した。この後者の観点に立つ限り、彼らは「ローマ法系」の著者たちよりも有利な状態にあった。公法に関する問題は、慣習法コモン・ローにおけるよりも、ローマ法系のもとにおいて、かなり広い範囲にわたって、普通の裁判所の管轄権から除外されており、更に、ローマ法系諸国と、特に中部ヨーロッパにおいては、法廷の權威が、アングロ・サクソンの政治思想がもつような、古くて堅実で伝統的な特徴によって裏付けられていなかった。例えば、ドイツにおいて、裁判所の判例集は、事実上、一九世紀の第二・四半期まで現われなかったし、しかも、その終り一〇年間になって、やっと、上級裁判所の判決が、学問上の法律論文の中で、徐々に、その地位を認められるようになったという具合である。

国際法に関するコモン・ロー集団グループの最初の体系的な著作は、二つともアメリカのものであった。一八二六年に、当時のアメリカの優れた法律家であったジェームズ・ケント (James Kent, 1763~1847) が『アメリカ法注釈集』 (Commentaries on American Law) の刊行を始めたが、その最初の号は、一

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』(訳・その六)

四版にまでなり、それは、約二〇〇頁の内容の中で、主にイギリスとアメリカの資料に基づいて、国際法についての素晴らしく体系的な概観を呈示していた。戦時の中立貿易についての彼の論議は、特に評価すべきものとなったが、その著述は、彼が、ニューヨーク州の衡平法裁判所長という高い裁判官の地位を退職した後、コロンビア大学の教授として行った講演を推敲したものであった。

もう一つの適切なアメリカの作品として、ヘンリー・フィートン (Henry Wheaton, 1785~1848) の『国際法原理』 (Elements of International Law) が一八三六年に出版された。フィートンは、約二〇年間を外交官として、つまり、その大部分をベルリン駐在全権公使として、アメリカ合衆国に仕えたが、グロチウス同様、彼は、外交上の義務として提供される便宜を、広汎な学問研究のために用い、その研究において、彼は、同時代人であったオースチン以上に、歴史を強調するドイツ法学の影響下に入ってしまった。国際法の歴史についての彼の書物は、この事実に負うものである。『国際法原理』は、法的には、ケントの作品に匹敵するものではなかったが、個人的体験が、フィートンを、ますます大陸的な素材

に精通せしめたわけである。外交活動と事例とに対する力説が、彼の研究の中で行われているが、その効能は、彼の研究に、重要、かつ、永続的な説得力を与えるに十分なほど大きかった。それは、たびたび、アメリカの裁判所の判決や州の新聞などに引用されており、アメリカ版とイギリス版は、一五版位までになり、その内の一二回は著者の死後に、最終版は一九四四年に発行されている。なお、フランス語訳（二版）、イタリア語訳、スペイン語訳（メキシコ人による）、日本語訳、それに、中国政府の指導による中国語の翻訳（一八六四年）まである。

ケントとフィートンの両作品は、おそらく、国際法に対する初期のアメリカの姿勢を表明するものとして、とすることは、すなわち、後代のようにアメリカの国家的見解を、ほとんど強調しない姿勢を表明しているものと見なすことができるであろう。

一九世紀のイギリスの論文の中では、ロバート・フィリモア卿 (Sir Robert Phillimore) の『国際法註解』(Commentaries upon International Law, 4 vols, 1854~1861. 内容に国際私法が含まれている。)を、まず第一に挙げなければなら

ない。三版までになった、その論文は、典型的なコモロー・スタイルで書かれており、地位の高い判事であった著者は、端念に、よく実証された議論を基礎にして自説を呈示している。政治家に似て、彼は、序文のところで自然法への尊敬を表明し、その神聖な特徴を認めてさえいるのだが、しかし、自然法を利用はしていないのである。実際には、彼は典型的な実証主義者で、その本当の関心事は、政治家や外交官や国際的な法律家たちの前に提示される現実の議論に限定されている。また、彼の著書が、大部分、イギリスの外交関係の領域で発生した出来事を扱っているので、思想的には、彼は民族主義的な学派の内に数えられるかもしれない。非常に奇妙な特徴は、“*バランス・オブ・パワー*”を保つために干渉の権利を強調していることである。しかし、このバランス・オブ・パワーや他の若干の理由（宗教上の理由は勿論含まれる）に基づく内政干渉は強く支持しているが、彼が認めない理由に根拠を置く干渉については、全面的に非難している。つまり、それらは“暴力行為”以外の何ものでもなく、「イギリスが、直接、間接に、これらの暴力行為の後押しをしていないことは、一イギリス人の著者にとって、幾分、満足である」と言っている。

プラディエル・フォデレ事件については、その著者は、おびただしい引用を、ずっしりと敷きつめているのであるが、これらの引用は、著者がヨーロッパ大陸の学問にも精通していたにも拘らず、イギリスや、時にはアメリカの、官報や政府の談話、判例などから収録されているのである。そして、おそらく、その明白な島国根性的な趣向のために、その論文は外国語には翻訳されていないのである。

フィリモアのどことなく旧式なやり方とは対象的に、ホール(E. W. Hall)の『国際法論』(Treatise on International Law, 1880.)は、高度に技巧的な文体で書かれている。ホールは、彼の主題を實用主義的に、しかも、非常に鋭い洞察力をもって取り上げており、考察下の諸法則の合理的な根拠へと、彼の論拠を密接に関係づけている。明きらかに激しい性格の持ち主だった彼は、論題についての意見や選択の中に偏見が無かったわけではない。例えば、国際仲裁裁判には、ほとんど期待をかけておらず、この重要な論題について、彼は、みずから改訂した最後の第四版(一八九五年)の本文七六七頁の内、僅か二、三頁を当てているにすぎない。他にも欠陥はあるし、彼の考証は断片的でもある。しかしながら、その

書物は、国際法について非常におもしろく読めて、しかも、威勢のよい解説をした卓越した存在であったし、今でも、そうなのである。イギリスにおける評判は、著者の死後、四回の出版——最終版は一九二四年——を当然のこととし、合計して八版にまでなったし、また、アメリカ合衆国や極東においても名声を獲得したほどである。

非常に巧みな方法でもって、大陸的な概念とアングロ・サクソンの概念とを混合させた論説が生まれたのも、またイギリスであった。すなわち、オッペンハイム(F. L. Oppenheim)の『国際法』(International Law——初版は一九〇五——一九〇六年、二版は一九一二年、それ以後、著者の死後数回出版された)である。オッペンハイム(一八五八—一九一九年)は、最初、ドイツとスイスで教鞭をとったが、一八九五年にイギリスに移り、そこで後にケンブリッジ大学の国際法の教授になった。彼の『国際法』については、異論を唱える者は無く、また、その編者ラウターパハト教授の努力のおかげをもって、依然として傑出した最も頻繁に用いられる国際法上の体系的論文になっている。その気風においてイギリス的で、方法においてドイツ的な著書は、発行の継続を通し、

国際法の研究にとって実に立派な宝庫へと発展しているのである。

ロシアの文献では、非常に異なった情況が示されていた。

ロシアにおいては、西欧との精神面の相違が法の概念に大いに影響し、(例えば、宗教と対比してみると)法は、西欧人に対して意味をもつほどには、ロシア人にとっては意味のあるものではなかった。そのことは、トルストイが、人間の価値の尺度として法を非常に低い位に置いていたことや、一九一六年にもなつて、ロシアの社会主義者キスチアコフスキー(Kistiakowsky)が、ロシアの知識人<sup>インテリゲンチヤ</sup>は法を決して尊重しておらず、法に何らの価値を認めていなかったと書いていることに表われている(Laserson, Russian and the Western World(1945), 123, 133. 参照。)そうした特色を十分に示すものとして、帝政ロシアの裁判官たちは、警察権を象徴する半軍人風の制服を着用して職務を行ったが、警察権は、西欧におけるよりも、もっと根本的な意味において、政府と人民との間の関係の基礎になっていた。

国際法に関しては、事態は特に好ましいものではなかった。

ロシアは、国際法の中で始まった宗教的、哲学的な動向には

参加しなかったが、その代わりに、ビザンチン式の伝統が、対外関係についてのロシア人の見解の中に広く行きわたっていた。一八世紀とそれ以後に、西欧の理念への漸進的な接近が行なわれ、帝政ロシアの末期一〇年間に、それは加速化された。しかし、全体として、国際法上の問題についての学問は、水準が低く、ロシア人の気質とは関係が薄かった。グロチウスの『戦争と平和の法』は、ロシアでは、二〇世紀になつて印刷された抜粋を除いては、出版されることが無かつたし、一八八〇年まで、クリュバーの本(訳注・前掲『ヨーロッパ近代国際法』)が、ロシアで利用できる国際法の唯一の体系的な論文であつて、しかも、およそ同時代まで、ロシアの学者たちは、この分野で、きわめて僅かな研究しか産み出さなかつた。

しかしながら、一八八二年に、フォードル・フォドロヴィッチ・ド・マルテンス(Fedor Fedorovich de Martens, Федор Федорович Мартенс, 1845~1909.)が、『文明諸国の現代国際法』(Современное международное право цивили

30 Ванных народов, 2т., 1882~1883.)を出版したことによつて事態は一変した。ルーテル派のドイツ系バルト人の

両親の子息であったマルテンスは、ギリシア正教に改宗し、セント・ペテルスブルグ大学の国際法の教授に任命されてからというもの、彼は、断然、ロシアで最も卓越する国際法の著述家となった。彼の著述方式は、ローマ法的な形式<sup>パターン</sup>、とりわけ、ドイツ学派のパターンをとっているが、しかし、気風は違っている。大学の席に加えて、外務省の高職を占めることによつて、彼は、論文やその他の多数の出版物において、ロシアの主張を支持することをもつて彼の主要な関心事としたが、法律上の論議は、むしろ、彼にとっては、ロシアの要求や弁明のための彼の主張を、より印象的に、より好ましいものとする手段として役立った。彼の基本的な理論の際立った特徴は、彼が国際法の大部分（戦争法を含む）をもつて、行政<sup>行政</sup>が国際法として説いたことであるが、その最高原理は便宜主義であった。マルテンスが政治的に著名であったことが、おそらく、彼の論文の成功の要因であつたらうが、結局、その書物は、五版を重ね、そして、ドイツ語、フランス語、スペイン語、セルビア語、中国語、日本語に翻訳されたのである。

最後に学問上の組織に目を転ずると、われわれは、またも注目すべき意義をもつた新時代の開幕に気付くのである。一八六九年に、主に国際法に捧げられる最初の定期刊行物である『国際法・比較法雑誌』(Revue de droit international et de législation comparée) が創設されたが、それはブリュッセルで発行され、編集者と協力者に関しては国際的なものであつた。第二次大戦の勃発まで、それは、その分野で指導的立場を保っていた。その雑誌の維持基金は、一八七三年に、或る学問上の協会、すなわち、「国際法協会」(Institut de droit international) の設立によつて受け継がれたが、その国際法協会は、ケン（訳注・ベルギー北西の商工業都市）で召集され、ベルギーの管理を受けることになった。その創設者の中には、マンチニやブルンチリがいて、時の経過と共に多くの著名な学者たちが、会員として入会した。しかしながら、その協会の現実の業績は印象的なものではなかった。この分野におけるベルギーの特別の役割りは、勿論、その保障中立(guaranteed neutrality) と関係していた。

この時期の終り一〇年間と特に第一次大戦直前の年に、論文と定期刊行物とが増加したが (Oppenheim's International

Law, vol. 1, §§ 58, 62. 参照)、『これは、特に専攻論文について言えることであり、このようなことは、一九世紀の大半において、国際法の分野では稀な現象であった。』

大学においては、『自然法、および、諸国家の法』(Law of Nature and Nations)という古くからの講座や学科が、次第に消えて(訳注・エジンバラ大学のロリマーの講座は例外であった。)、国際法が、時々、外交と混合されたが、独立の学問研究の対象となった。その科目の授業は法学部へ移され始めたが、昔の伝統では、既に見たように、『自然法、および、諸国家の法』は哲学部に割り当てられていた。ところが、その昔の伝統がアメリカ合衆国で保持されて、国際法は法学校の専門的な目標の範囲外にあるものと、アメリカでは考えられていたのである(Haddow, Political Science in American Colleges and Universities, 1636~1900, 1939. 参照)。

全般的な発達と併行して、国際法に関する学問的著作は、ますます、法律家へと移って行ったが、決して法律家だけが独占的に優勢を保っていたわけではなかった。外交官、陸海高級将校、神学者、その他、法律を技術的に鍛錬していない人たちが、国際法上の問題をめぐる学問的な検討に参加

した範囲は、決して小さなものではなかった。国際法についての一冊の教科書が、アメリカの一將軍によって書かれた(H. W. Halleck. International Law, 1861)、『もう一冊も、やはり、アメリカの海軍大將によって書かれたが(C. H. Stockton, Outlines of International Law, 1914)、『ヨーロッパの舞台でも、外交や軍事の問題と国際法との関係は、国際法の文献の中で上流階級が果たす役割が著しく大きなものであることを証明している。』